

0001

1-1 民法総則 > 制限行為能力者 | 難易度：標準

17歳のAが、法定代理人の同意を得ないで自己所有の土地をBに売却した。民法上の原則として正しいものはどれか。

- ア．この売買は取り消すことができる。
- イ．Bが善意であれば取消しは一切できない。
- ウ．当然に無効であり、追認しても効力を生じない。
- エ．土地の売買であれば、未成年者でも常に単独で有効にできる。

答え・解説

正答：ア

ア：未成年者が法定代理人の同意なくした法律行為は、単に権利を得る等の例外を除き、取り消すことができる。
イ：相手方の善意だけで未成年者側の取消権が消滅するわけではない。
ウ：未成年者の無同意行為は原則として「取消し得る」のであり、当然無効ではない。
エ：不動産売買だから単独で有効になるという例外はない。
総合解説：未成年者が法定代理人の同意なくした法律行為は、単に権利を得る等の例外を除き、取り消すことができる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0002

1-1 民法総則 > 制限行為能力者 | 難易度：基礎

未成年者Aが法定代理人の同意を得ずに行う行為のうち、民法上、原則として単独で有効にできるものはどれか。

- ア．自己所有の土地を売却すること。
- イ．負担のない贈与を受けること。
- ウ．金銭を借り入れること。
- エ．他人の債務を保証すること。

答え・解説

正答：イ

ア：土地売却は財産を処分して義務も伴い得るため、単に権利を得る行為ではない。
イ：単に権利を得る法律行為は、法定代理人の同意を要しない。
ウ：借入れは返還義務を負うため、単に権利を得る行為ではない。
エ：保証は債務を負担する行為であり、単独でできる例外に当たらない。
総合解説：単に権利を得る法律行為は、法定代理人の同意を要しない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0003

1-1 民法総則 > 制限行為能力者 | 難易度：標準

未成年者Aの法定代理人は、「学用品の購入に使うこと」と目的を定めて10万円の処分を許した。Aがその範囲内で学用品を購入した場合の説明として正しいものはどれか。

- ア．Aが18歳になるまで売買の効力は停止する。
- イ．未成年者がした以上、購入は当然に無効である。
- ウ．Aはその目的の範囲内で自由に処分できる。
- エ．購入のたびに必ず改めて法定代理人の同意が必要である。

答え・解説

正答：ウ

ア：許可された財産の範囲内の処分に、そのような効力停止の制度はない。

イ：未成年者の行為が常に無効になるわけではなく、本件は許可範囲内の処分である。

ウ：法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内で未成年者が自由に処分できる。

エ：目的を定めて処分を許した範囲内では、個別の同意は不要である。

総合解説：法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内で未成年者が自由に処分できる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0004

1-1 民法総則 > 制限行為能力者 | 難易度：基礎

一種の営業を法定代理人から許された未成年者について、その営業に関する行為能力の説明として正しいものはどれか。

- ア．営業許可を受けても、売買契約だけは単独でできない。
- イ．その営業に関しては成年者と同一の行為能力を有する。
- ウ．営業許可は未成年者の行為能力に何の影響も与えない。
- エ．営業に関する契約でも毎回法定代理人の同意が必要である。

答え・解説

正答：イ

ア：許可された営業の範囲内であれば売買契約も含めて成年者と同様に扱われる。

イ：営業を許された未成年者は、その営業に関して成年者と同一の行為能力を有する。

ウ：民法は許可された営業に関して特別に成年者と同一の行為能力を認めている。

エ：許可された営業に関しては成年者と同一の行為能力を有するため、毎回の同意は不要である。

総合解説：営業を許された未成年者は、その営業に関して成年者と同一の行為能力を有する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0005

1-1 民法総則 > 制限行為能力者 | 難易度：標準

成年被後見人Aが、日常生活に必要な通常の食料品を購入した。この行為について民法上正しいものはどれか。

- ア．成年被後見人の行為は例外なく取り消すことができる。
- イ．日常生活に関する行為として、成年被後見人であることを理由には取り消せない。
- ウ．相手方が善意なら有効、悪意なら無効となる。
- エ．成年後見人の事前同意がなければ当然に無効である。

答え・解説

正答：イ

ア：日用品の購入その他日常生活に関する行為には取消しの例外がある。
イ：成年被後見人の法律行為は原則取消し得るが、日用品の購入その他日常生活に関する行為は例外である。
ウ：日常生活行為の例外は相手方の善意・悪意で決まるものではない。
エ：成年被後見人の行為を同意の有無で当然無効とする制度ではない。
総合解説：成年被後見人の法律行為は原則取消し得るが、日用品の購入その他日常生活に関する行為は例外である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0006

1-1 民法総則 > 制限行為能力者 | 難易度：応用

成年被後見人Aが自ら土地の売買契約を締結した。成年後見人が事前に「売ってよい」と述べていた場合でも、民法上の原則として正しいものはどれか。

- ア．土地売買は日常生活に関する行為なので取り消せない。
- イ．Aの法律行為は取り消すことができる。
- ウ．契約は当然に無効であり取消しの対象ではない。
- エ．成年後見人の同意があるため絶対に取り消せない。

答え・解説

正答：イ

ア：通常、土地売買は日用品購入等の日常生活に関する行為には当たらない。
イ：成年被後見人の法律行為は、日常生活に関する行為を除き取り消すことができ、成年後見人の同意によって取消し得ない行為になるわけではない。
ウ：成年被後見人の法律行為は原則として取消し得る行為であり、当然無効ではない。
エ：成年被後見制度は被保佐人の同意制度と異なり、成年後見人の同意で取消権が消える仕組みではない。
総合解説：成年被後見人の法律行為は、日常生活に関する行為を除き取り消すことができ、成年後見人の同意によって取消し得ない行為になるわけではない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0007

1-1 民法総則 > 制限行為能力者 | 難易度：基礎

被保佐人Aが、保佐人の同意を得ずに知人の多額の借入債務を保証した。民法上の原則として正しいものはどれか。

- ア．保佐人の同意がない保証は当然に無効である。
- イ．債権者が善意であれば取消しはできない。
- ウ．保証は身分行為なので保佐人の同意は不要である。
- エ．この保証行為は取り消すことができる。

答え・解説

正答：エ

ア：同意を欠く行為は原則として取消し得るのであり、当然無効ではない。
イ：債権者の善意のみで取消権が失われるわけではない。
ウ：保証は財産上の法律行為であり、民法13条の同意対象に明記されている。
エ：被保佐人が保証をすることは、原則として保佐人の同意を要する行為に含まれる。
総合解説：被保佐人が保証をすることは、原則として保佐人の同意を要する行為に含まれる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0008

1-1 民法総則 > 制限行為能力者 | 難易度：基礎

被補助人の法律行為について、民法上正しい説明はどれか。

- ア．補助開始の審判だけで当然に全ての契約能力を失う。
- イ．被補助人は成年被後見人と同様、日常生活行為を除くすべての行為を取り消せる。
- ウ．家庭裁判所が特定の法律行為について補助人の同意を要する旨の審判をした場合、その範囲で同意が必要となる。
- エ．被補助人はすべての財産行為について当然に補助人の同意を要する。

答え・解説

正答：ウ

ア：補助開始のみで包括的に契約能力を失う制度ではない。
イ：被補助人の取消し得る範囲は同意権付与の審判に対応する特定行為である。
ウ：被補助人は一律に同意を要するのではなく、家庭裁判所の審判で定められた特定行為について同意が必要となる。
エ：補助制度では同意を要する行為は審判で特定される。
総合解説：被補助人は一律に同意を要するのではなく、家庭裁判所の審判で定められた特定行為について同意が必要となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0009

1-1 民法総則 > 制限行為能力者 | 難易度：基礎

未成年であったAが18歳となった後、相手方BがAに対し、取消し得る契約を追認するかどうかを1か月以上の期間を定めて確答するよう催告した。Aが期間内に確答を発しなかった場合の原則はどれか。

- ア．その契約を追認したものとみなされる。
- イ．契約は当然に無効になる。
- ウ．その契約を取り消したものとみなされる。
- エ．催告は3か月以上の期間を定めなければ無効である。

答え・解説

正答：ア

ア：制限行為能力者が行為能力者となった後に適法な催告を受け、期間内に確答を発しないときは追認したものとみなされる。

イ：催告への無回答で当然無効になる規定はない。

ウ：行為能力回復後の本人への催告では、無回答は原則として追認とみなされる。

エ：民法が要求する期間は1か月以上である。

総合解説：制限行為能力者が行為能力者となった後に適法な催告を受け、期間内に確答を発しないときは追認したものとみなされる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0010

1-1 民法総則 > 制限行為能力者 | 難易度：基礎

未成年者Aが、自分が成年者であると信じさせるため積極的に虚偽の身分証を示し、Bと契約した。この詐術によってBがAを成年者と信じた場合、民法上の原則として正しいものはどれか。

- ア．未成年者である以上、Aは常に取り消すことができる。
- イ．Aは制限行為能力を理由としてその行為を取り消すことができない。
- ウ．詐術を用いた契約は当然に無効となる。
- エ．Bが契約内容を理解していたかどうかだけで取消しの可否が決まる。

答え・解説

正答：イ

ア：詐術を用いて相手方を誤信させた場合には取消権が制限される。

イ：制限行為能力者が行為能力者であると信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。

ウ：詐術の効果は取消権の制限であり、当然無効ではない。

エ：問題となるのは制限行為能力者が能力者と信じさせるため詐術を用いたかである。

総合解説：制限行為能力者が行為能力者であると信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0011

1-1 民法総則 > 意思表示 | 難易度：標準

Aは土地を売る意思がないのに、冗談でBに「この土地を売る」と表示した。BはAの真意を知らず、知ることでもできなかった。心裡留保に関する原則として正しいものはどれか。

- ア．Aの意思表示は原則として有効である。
- イ．Aの意思表示は常に無効である。
- ウ．Bが善意であるほど意思表示は無効になる。
- エ．Aが後から真意でなかったと説明すれば当然に取り消せる。

答え・解説

正答：ア

ア：心裡留保は、表意者が真意でないことを知っていた場合でも原則有効である。
イ：心裡留保は常に無効ではなく、原則有効である。
ウ：善意の相手方はむしろ原則として表示どおりの効力を受ける。
エ：心裡留保について表意者に一般的な取消権が認められているわけではない。
総合解説：心裡留保は、表意者が真意でないことを知っていた場合でも原則有効である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0012

1-1 民法総則 > 意思表示 | 難易度：応用

Aの心裡留保による意思表示について、相手方BがAの真意でないことを知っていた場合の原則として正しいものはどれか。

- ア．その意思表示は無効となる。
- イ．家庭裁判所の許可がなければ無効を主張できない。
- ウ．その意思表示は取消し得るにとどまり無効にはならない。
- エ．その意思表示は相手方が悪意でも必ず有効である。

答え・解説

正答：ア

ア：相手方が表意者の真意でないことを知り、又は知ることができたときは、心裡留保による意思表示は無効となる。
イ：心裡留保の無効主張に家庭裁判所の許可は要しない。
ウ：民法93条ただし書の効果は無効である。
エ：相手方が悪意または有過失なら例外的に無効となる。
総合解説：相手方が表意者の真意でないことを知り、又は知ることができたときは、心裡留保による意思表示は無効となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0013

1-1 民法総則 > 意思表示 | 難易度：基礎

AとBが債権者から財産を隠す目的で、実際には売る意思がないのに通謀して土地の売買を仮装した。A・B間の売買の効力として正しいものはどれか。

- ア．A・B間では取り消されるまで有効である。
- イ．登記を移せば必ず有効になる。
- ウ．代金額が適正なら有効になる。
- エ．A・B間では無効である。

答え・解説

正答：エ

ア：通謀虚偽表示は取消し得る行為ではなく無効である。
イ：登記の有無だけで通謀虚偽表示が有効になるわけではない。
ウ：価格の適正さは通謀虚偽表示の無効を左右しない。
エ：相手方と通じてした虚偽の意思表示は無効である。
総合解説：相手方と通じてした虚偽の意思表示は無効である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0014

1-1 民法総則 > 意思表示 | 難易度：標準

AとBの土地売買が通謀虚偽表示で無効であったが、Bからその土地を取得したCは仮装であることを知らなかった。民法94条2項の原則として正しいものはどれか。

- ア．Cに過失があれば、善意でも必ず保護されない。
- イ．Aは虚偽表示の無効を善意のCに対抗できない。
- ウ．AとBが通謀していれば第三者保護の規定は適用されない。
- エ．Cは登記の有無にかかわらず必ず所有権を失う。

答え・解説

正答：イ

ア：民法94条2項は善意を要件とし、条文上は無過失まで要求していない。
イ：通謀虚偽表示の無効は善意の第三者に対抗できない。
ウ：第三者保護はまさに通謀虚偽表示がある場合に問題となる。
エ：善意の第三者に対して虚偽表示の無効を対抗できない。
総合解説：通謀虚偽表示の無効は善意の第三者に対抗できない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0015

1-1 民法総則 > 意思表示 | 難易度：応用

法律行為の目的および取引上の社会通念に照らして重要な錯誤に基づく意思表示について、民法上の原則として正しいものはどれか。

- ア．当然に無効となる。
- イ．錯誤があっても一切効力に影響しない。
- ウ．一定の要件の下で取り消すことができる。
- エ．相手方の同意がなければ取消しを主張できない。

答え・解説

正答：ウ

ア：現行民法は錯誤の効果を原則として取消しとしている。
イ：重要な錯誤で要件を満たせば取消しが認められる。
ウ：現行民法では重要な錯誤に基づく意思表示は、一定の要件の下で取消し得る。
エ：錯誤取消しは相手方の同意を要件としない。
総合解説：現行民法では重要な錯誤に基づく意思表示は、一定の要件の下で取消し得る。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0016

1-1 民法総則 > 意思表示 | 難易度：標準

Aは「将来この土地に駅ができる」と考えて土地を購入したが、その認識は誤っていた。この事情の錯誤を理由に取消しを主張するための要件に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア．その事情が将来のことであれば錯誤取消しは常に禁止される。
- イ．内心で重要だと思っていれば、相手方に一切示していなくても必ず取り消せる。
- ウ．その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されている必要がある。
- エ．契約書が公正証書であれば錯誤取消しは一切できない。

答え・解説

正答：ウ

ア：将来事情だから一律に排除されるのではなく、錯誤の要件に従って判断される。
イ：基礎事情の錯誤では、当該事情が法律行為の基礎とされていることの表示が必要である。
ウ：基礎事情の錯誤による取消しには、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていることが必要である。
エ：公正証書であること自体は錯誤取消しを一律に排除しない。
総合解説：基礎事情の錯誤による取消しには、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていることが必要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0017

1-1 民法総則 > 意思表示 | 難易度：基礎

表意者Aの錯誤がAの重大な過失による場合でも、Aが錯誤取消しをすることができる場合として民法上正しいものはどれか。

- ア．Bが錯誤を知らず、かつ過失もなかった場合。
- イ．相手方BもAと同一の錯誤に陥っていた場合。
- ウ．Aが契約後に単に気が変わった場合。
- エ．契約の目的が不動産である場合は常に取り消せる。

答え・解説

正答：イ

ア：この場合、Aの重大な過失による錯誤取消しを認める例外には当たらない。

イ：表意者に重大な過失があっても、相手方が錯誤を知り又は重大な過失で知らなかった場合や、相手方も同一の錯誤に陥っていた場合は取消し得る。

ウ：気が変わったことは錯誤取消しの例外要件ではない。

エ：不動産契約であること自体は重過失の例外要件ではない。

総合解説：表意者に重大な過失があっても、相手方が錯誤を知り又は重大な過失で知らなかった場合や、相手方も同一の錯誤に陥っていた場合は取消し得る。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0018

1-1 民法総則 > 意思表示 | 難易度：標準

Aが錯誤によりBに土地を売却し、その後BからCが土地を取得した。Cが善意かつ無過失である場合、Aが錯誤を理由に売買を取り消したときの原則として正しいものはどれか。

- ア．錯誤取消しには第三者保護の規定が存在しない。
- イ．Aはその取消しをCに対抗できない。
- ウ．Cが登記を備えていなければ必ず保護されない。
- エ．Cが善意でも無過失でも、Aは常に取消しに対抗できる。

答え・解説

正答：イ

ア：現行民法には善意無過失の第三者を保護する明文規定がある。

イ：錯誤による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗できない。

ウ：錯誤取消しの第三者保護要件を登記の有無だけで判断することはできない。

エ：民法95条4項は善意無過失の第三者を保護する。

総合解説：錯誤による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗できない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0019

1-1 民法総則 > 意思表示 | 難易度：応用

AがBに土地を売却したが、Aの意思表示は第三者Cの詐欺によるものであった。B自身は詐欺をしていない。この場合、Aが取り消すことができる要件として正しいものはどれか。

- ア．BがCの詐欺の事実を知り、または知ることができたこと。
- イ．Aに重大な過失がなければ、Bの認識に関係なく取り消せる。
- ウ．Bが詐欺の事実を知らなかった場合に限り取り消せる。
- エ．Cが詐欺をした事実だけで、Bの認識に関係なく常に取り消せる。

答え・解説

正答：ア

ア：相手方に対する意思表示について第三者が詐欺をした場合、相手方がその事実を知り、または知ることができたときに限り取消し得る。

イ：第三者詐欺の要件はAの重過失ではなく相手方Bの認識可能性である。

ウ：条文は逆に、Bが知りまたは知ることができた場合に取消しを認める。

エ：第三者詐欺では相手方の認識可能性が要件となる。

総合解説：相手方に対する意思表示について第三者が詐欺をした場合、相手方がその事実を知り、または知ることができたときに限り取消し得る。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0020

1-1 民法総則 > 意思表示 | 難易度：基礎

AがBの詐欺により土地をBへ売却し、その後BからCが土地を取得した。Cが善意かつ無過失である場合、Aが詐欺を理由に取り消したときの原則として正しいものはどれか。

- ア．Aが取り消すとCの権利は必ず当然に消滅する。
- イ．Cが善意であっても、無過失かどうかは一切関係ない。
- ウ．Aはその取消しをCに対抗できない。
- エ．詐欺取消しは善意無過失の第三者にも常に対抗できる。

答え・解説

正答：ウ

ア：善意無過失のCには取消しを対抗できない。

イ：詐欺取消しの第三者保護には善意かつ無過失が必要である。

ウ：詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗できない。

エ：民法96条3項は善意無過失の第三者を保護する。

総合解説：詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗できない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0021

1-1 民法総則 > 意思表示 | 難易度：応用

AがBの強迫により土地をBへ売却し、その後BからCが土地を取得した。民法96条3項の第三者保護規定について正しい説明はどれか。

- ア．強迫取消しも、善意の第三者には一切対抗できない。
- イ．同項の善意無過失の第三者保護は詐欺取消しについての規定であり、強迫取消しには適用されない。
- ウ．強迫による意思表示は取り消せず、常に無効である。
- エ．強迫の場合は相手方が強迫を知らなければ取消しできない。

答え・解説

正答：イ

ア：96条3項の文言は詐欺による意思表示の取消しを対象としている。

イ：民法96条3項は詐欺による取消しについて善意無過失の第三者を保護する規定で、強迫には同じ制限が置かれていない。

ウ：強迫による意思表示は取消し得る。

エ：第三者詐欺のような相手方の認識要件は強迫には置かれていない。

総合解説：民法96条3項は詐欺による取消しについて善意無過失の第三者を保護する規定で、強迫には同じ制限が置かれていない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0022

1-1 民法総則 > 意思表示 | 難易度：基礎

相手方のある意思表示が効力を生ずる時期について、民法上の原則として正しいものはどれか。

- ア．表意者が郵便局へ差し出した時に必ず効力を生ずる。
- イ．表意者が通知を作成した時に効力を生ずる。
- ウ．相手方が通知内容を現実読了した時にのみ効力を生ずる。
- エ．その通知が相手方に到達した時に効力を生ずる。

答え・解説

正答：エ

ア：発信時ではなく到達時が原則である。

イ：作成時ではなく到達時が原則である。

ウ：到達は現実の読了まで必要とするものではない。

エ：相手方のある意思表示は、原則として通知が相手方に到達した時に効力を生ずる。

総合解説：相手方のある意思表示は、原則として通知が相手方に到達した時に効力を生ずる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0023

1-1 民法総則 > 代理・時効 | 難易度：基礎

代理人Bが、Aのためにすることを示し、Aから与えられた代理権の範囲内でCと契約した。この契約の効果について正しいものはどれか。

- ア．Aが後日追認しなければ一切効力を生じない。
- イ．契約の効果は常にBだけに帰属する。
- ウ．契約の効果は直接Aに帰属する。
- エ．CがA本人と直接面会しなければ無効である。

答え・解説

正答：ウ

ア：有権代理であれば無権代理の追認は不要である。

イ：適法な顕名代理では効果は本人に直接帰属する。

ウ：代理人が本人のためにすることを示して権限内の行為をしたとき、その効果は直接本人に帰属する。

エ：代理制度上、本人との直接面会は有効要件ではない。

総合解説：代理人が本人のためにすることを示して権限内の行為をしたとき、その効果は直接本人に帰属する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0024

1-1 民法総則 > 代理・時効 | 難易度：応用

代理人BがAのために契約するつもりであったが、相手方CにAのためにすることを示さずに契約した。CもBがAの代理人であることを知らず、知ることもできなかった。原則として正しいものはどれか。

- ア．Bが自己のためにしたものとみなされる。
- イ．当然にAに効果が帰属する。
- ウ．契約は当然に無効となる。
- エ．Cは必ず契約を取り消さなければならない。

答え・解説

正答：ア

ア：代理人が本人のためにすることを示さない意思表示は、原則として代理人自身のためにしたものとみなされる。

イ：顕名がなく相手方も代理関係を知らない場合、原則として本人には帰属しない。

ウ：顕名を欠く場合は原則として代理人自身の行為として扱われる。

エ：契約が当然に取消対象となるわけではない。

総合解説：代理人が本人のためにすることを示さない意思表示は、原則として代理人自身のためにしたものとみなされる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0025

1-1 民法総則 > 代理・時効 | 難易度：標準

代理人の権限の範囲が定められていない場合、民法上その代理人が原則としてすることができる行為はどれか。

- ア．本人の事業全部を第三者へ譲渡する行為。
- イ．財産の性質を変えない範囲で、その利用または改良を目的とする行為。
- ウ．本人の財産を無償で第三者に贈与する行為。
- エ．本人所有の土地を自由に売却する行為。

答え・解説

正答：イ

ア：事業全部の譲渡は権限不明の代理人に当然認められる保存等の範囲を超える。

イ：権限の定めのない代理人は、保存行為および物や権利の性質を変えない範囲での利用・改良行為をする権限を有する。

ウ：無償贈与は保存・利用改良の範囲を超える処分行為である。

エ：土地売却は通常、財産の処分であり権限の定めのない代理人の当然の権限には含まれない。

総合解説：権限の定めのない代理人は、保存行為および物や権利の性質を変えない範囲での利用・改良行為をする権限を有する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0026

1-1 民法総則 > 代理・時効 | 難易度：標準

代理権のないBがAの代理人と称してCと契約した。Aがまだ追認していない場合、Aに対する契約の効力について正しいものはどれか。

- ア．Cが善意であれば必ずAに効力が生じる。
- イ．Bが成人であれば必ずAに効力が生じる。
- ウ．Aが追認しない限り、原則としてAに効力を生じない。
- エ．契約時から当然にAへ効力が帰属する。

答え・解説

正答：ウ

ア：善意だけで直ちに本人へ効果が帰属するわけではなく、表見代理等の別要件が問題となる。

イ：Bの年齢だけで代理権の欠缺は補われない。

ウ：無権代理人がした契約は、本人が追認をしなければ本人に対して効力を生じない。

エ：無権代理では本人の追認等がない限り当然に本人へ効果は帰属しない。

総合解説：無権代理人がした契約は、本人が追認をしなければ本人に対して効力を生じない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0027

1-1 民法総則 > 代理・時効 | 難易度：応用

無権代理人Bと契約した相手方Cが、本人Aに相当の期間を定めて追認するかどうか確答するよう催告した。Aが期間内に確答しなかった場合の原則はどれか。

- ア．Aは追認したものとみなされる。
- イ．Cの催告は本人が知っていても法律上無意味である。
- ウ．契約は自動的にAとCの間で成立する。
- エ．Aは追認を拒絶したものとみなされる。

答え・解説

正答：エ

ア：無権代理の本人への催告では、無回答は追認拒絶とみなされる。
イ：相手方には本人に対する催告権が認められている。
ウ：無回答によって本人に契約効果が帰属することはない。
エ：本人が相当期間内に確答しないときは追認を拒絶したものとみなされる。
総合解説：本人が相当期間内に確答しないときは追認を拒絶したものとみなされる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0028

1-1 民法総則 > 代理・時効 | 難易度：標準

Cは、Bに代理権がないことを知らずにBと契約した。本人Aがまだ追認していない。この場合、民法上の原則として正しいものはどれか。

- ア．CはAが追認するまで、その契約を取り消すことができる。
- イ．Cが無権代理であることを知っていた場合でも同じ取消権がある。
- ウ．CはAの追認後でも自由に取り消すことができる。
- エ．Cは取消ではなく契約を当然無効と主張するしかない。

答え・解説

正答：ア

ア：無権代理の相手方は、契約時に無権代理であることを知らなかった場合、本人の追認前まで契約を取り消すことができる。
イ：契約時に無権代理であることを知っていた相手方にはこの取消権は認められない。
ウ：取消権は本人が追認するまでの間に認められる。
エ：民法は一定の相手方に取消権を認めている。
総合解説：無権代理の相手方は、契約時に無権代理であることを知らなかった場合、本人の追認前まで契約を取り消すことができる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0029

1-1 民法総則 > 代理・時効 | 難易度：応用

本人が無権代理行為を追認した場合の効力について、別段の意思表示がないときの原則として正しいものはどれか。

- ア．追認しても無権代理行為は一切有効にならない。
- イ．追認は第三者の既得権を常に消滅させる。
- ウ．契約の時にさかのぼって効力を生ずるが、第三者の権利を害することはできない。
- エ．追認した時からだけ将来に向かって効力を生ずる。

答え・解説

正答：ウ

ア：本人の追認によって本人に効果を帰属させることができる。

イ：追認の遡及効によって第三者の権利を害することはできない。

ウ：無権代理行為の追認は原則として契約時に遡って効力を生じるが、第三者の権利を害することはできない。

エ：原則は契約時への遡及効である。

総合解説：無権代理行為の追認は原則として契約時に遡って効力を生じるが、第三者の権利を害することはできない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0030

1-1 民法総則 > 代理・時効 | 難易度：標準

一般の債権の消滅時効について、民法上の原則として正しいものはどれか。

- ア．すべての債権は発生時から一律20年で時効消滅する。
- イ．権利を行使できることを知った時から5年間行使しないとき、または権利を行使できる時から10年間行使しないときに時効消滅する。
- ウ．一般債権は必ず3年で時効消滅する。
- エ．債権者が権利を行使できることを知らなければ永久に時効は完成しない。

答え・解説

正答：イ

ア：一般債権の原則は5年・10年の二本立てである。

イ：一般債権には主観的起算点から5年、客観的起算点から10年という二つの期間が定められている。

ウ：一般債権について一律3年という原則ではない。

エ：客観的に権利を行使できる時から10年という期間もある。

総合解説：一般債権には主観的起算点から5年、客観的起算点から10年という二つの期間が定められている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0031

1-1 民法総則 > 代理・時効 | 難易度：標準

債権者Aが時効完成直前に債務者Bへ履行の催告をした。民法上の催告による時効の完成猶予として正しいものはどれか。

- ア．催告には時効に関する効果が一切ない。
- イ．催告を毎月繰り返せば無期限に完成猶予を延長できる。
- ウ．催告だけで時効期間が新たに10年間更新される。
- エ．催告の時から6か月を経過するまで、時効は完成しない。

答え・解説

正答：エ

ア：民法は催告に6か月の完成猶予を認める。
イ：完成猶予中の再度の催告には同じ完成猶予の効力はない。
ウ：催告の効果は原則として6か月の完成猶予であり、それ自体が更新ではない。
エ：催告があったときは、その時から6か月を経過するまで時効の完成が猶予される。
総合解説：催告があったときは、その時から6か月を経過するまで時効の完成が猶予される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0032

1-1 民法総則 > 代理・時効 | 難易度：基礎

債務者が契約締結時に「将来、消滅時効が完成しても時効を援用しない」とあらかじめ約束した。この約束の扱いとして民法上正しいものはどれか。

- ア．公正証書にすれば必ず有効になる。
- イ．債権額が100万円未満なら有効になる。
- ウ．時効の利益はあらかじめ放棄することができない。
- エ．契約自由の原則により常に有効である。

答え・解説

正答：ウ

ア：方式を公正証書にしても事前放棄禁止は変わらない。
イ：金額によるそのような例外はない。
ウ：民法は時効の利益をあらかじめ放棄することを認めていない。
エ：時効利益の事前放棄には明文の制限がある。
総合解説：民法は時効の利益をあらかじめ放棄することを認めていない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0033

1-2 契約・債務 > 契約成立・同時履行 | 難易度：標準

契約の成立について、民法上の原則として正しいものはどれか。

- ア．法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成など特定の方式を要しない。
- イ．口頭の契約は民法上いかなる場合も効力を生じない。
- ウ．すべての不動産に関する契約は公正証書でなければ無効である。
- エ．すべての契約は書面を作成しなければ成立しない。

答え・解説

正答：ア

ア：契約は申込みと承諾で成立し、原則として特別の方式を要しない。
イ：法令に特別の定めがない限り口頭でも契約は成立し得る。
ウ：不動産関係でも契約類型ごとの特則はあるが、契約一般にそのような要件はない。
エ：民法は契約一般について方式自由を原則としている。
総合解説：契約は申込みと承諾で成立し、原則として特別の方式を要しない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0034

1-2 契約・債務 > 契約成立・同時履行 | 難易度：応用

AがBに対し「8月31日までに承諾してください」と承諾期間を定めて売買の申込みをし、撤回権は留保していない。この申込みについて正しいものはどれか。

- ア．AはBが承諾する直前まで常に自由に撤回できる。
- イ．Aは原則としてその承諾期間中、申込みを撤回できない。
- ウ．期間を定めても、Aが口頭で申し込んだ場合は必ず撤回できる。
- エ．期間を定めた申込みは初めから無効である。

答え・解説

正答：イ

ア：承諾期間を定め、撤回権を留保していない申込みは原則撤回できない。
イ：承諾期間を定めた申込みは、撤回権を留保した場合を除き撤回できない。
ウ：方式が口頭かどうかで523条の原則は変わらない。
エ：承諾期間を定めた申込みは有効であり、撤回制限が生じる。
総合解説：承諾期間を定めた申込みは、撤回権を留保した場合を除き撤回できない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0035

1-2 契約・債務 > 契約成立・同時履行 | 難易度：基礎

承諾期間を定めた申込みに対して、その期間内に申込者が承諾の通知を受けなかった場合の原則はどれか。

- ア．承諾がなくても契約が成立したものとみなされる。
- イ．申込みは申込者が撤回通知をするまで永久に有効である。
- ウ．申込みは効力を失う。
- エ．申込みは自動的に1年間延長される。

答え・解説

正答：ウ

ア：承諾がない以上、原則として契約は成立しない。

イ：承諾期間経過により効力を失う。

ウ：承諾期間内に承諾の通知を受けなければ、その申込みは効力を失う。

エ：期間経過による自動延長の規定はない。

総合解説：承諾期間内に承諾の通知を受けなければ、その申込みは効力を失う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0036

1-2 契約・債務 > 契約成立・同時履行 | 難易度：標準

承諾期間を過ぎてBの承諾がAに到達した。この遅延した承諾について、Aがとることのできる対応として民法上正しいものはどれか。

- ア．遅延承諾があれば元の申込みが当然に復活する。
- イ．遅延した承諾は必ず期間内承諾として扱われる。
- ウ．Aはその遅延した承諾を新たな申込みとみなすことができる。
- エ．遅延した承諾は法律上存在しなかったものとされ、利用できない。

答え・解説

正答：ウ

ア：元の申込みが当然復活するのではなく、新たな申込みとみなすことができる。

イ：遅延承諾は当然に期間内承諾となるわけではない。

ウ：申込者は遅延した承諾を新たな申込みとみなすことができる。

エ：申込者は新たな申込みとみなすことができる。

総合解説：申込者は遅延した承諾を新たな申込みとみなすことができる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0037

1-2 契約・債務 > 契約成立・同時履行 | 難易度：標準

対話者でないBに対し、承諾期間を定めずに申込みをしたAについて、民法上の原則として正しいものはどれか。

- ア．Aは発信直後からいつでも自由に撤回できる。
- イ．承諾期間を定めなければ申込み自体が無効である。
- ウ．Bが承諾するまで申込みは永久に撤回できない。
- エ．Aは承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、原則として申込みを撤回できない。

答え・解説

正答：エ

ア：相当期間内は原則として撤回が制限される。
イ：承諾期間は申込みの必須要件ではない。
ウ：撤回制限は相当な期間を経過するまでである。
エ：承諾期間の定めのない隔地者への申込みは、承諾通知を受けるのに相当な期間を経過するまで原則撤回できない。
総合解説：承諾期間の定めのない隔地者への申込みは、承諾通知を受けるのに相当な期間を経過するまで原則撤回できない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0038

1-2 契約・債務 > 契約成立・同時履行 | 難易度：基礎

Aが「1,000万円で土地を売る」と申し込み、Bが「900万円なら買う」と回答した。このBの回答の法的扱いとして正しいものはどれか。

- ア．元の申込みを拒絶するとともに、新たな申込みをしたものとみなされる。
- イ．Bの回答は法的に一切意味を持たない。
- ウ．900万円で当然に契約が成立する。
- エ．Aの申込みどおり1,000万円で契約が成立する。

答え・解説

正答：ア

ア：申込みに条件その他の変更を加えた承諾は、申込みの拒絶と新たな申込みとみなされる。
イ：Bの回答は新たな申込みとして扱われる。
ウ：Aが新たな申込みを承諾しない限り900万円で契約は成立しない。
エ：Bは価格を変更しており、元の申込みに対する承諾ではない。
総合解説：申込みに条件その他の変更を加えた承諾は、申込みの拒絶と新たな申込みとみなされる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0039

1-2 契約・債務 > 契約成立・同時履行 | 難易度：標準

売主Aの目的物引渡債務と買主Bの代金支払債務がともに履行期にある。Aが履行の提供をしていないのにBへ代金支払を求めた場合、原則としてBが主張できるものはどれか。

- ア．Aが自己の債務の履行を提供するまで、Bは代金支払を拒むことができる。
- イ．Aが履行を提供していなくても、Bには一切抗弁がない。
- ウ．Bは契約が有効である限り履行拒絶できない。
- エ．Bは必ず先に代金全額を支払わなければならない。

答え・解説

正答：ア

ア：双務契約では、相手方がその債務の履行を提供するまで自己の債務の履行を拒める。
イ：民法533条により同時履行の抗弁が認められる。
ウ：契約が有効でも同時履行の抗弁により一時的に履行を拒める。
エ：双方が履行期にある場合、同時履行の抗弁が認められ得る。
総合解説：双務契約では、相手方がその債務の履行を提供するまで自己の債務の履行を拒める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0040

1-2 契約・債務 > 契約成立・同時履行 | 難易度：標準

双務契約で、相手方の債務がまだ弁済期にない場合の同時履行の抗弁について正しいものはどれか。

- ア．相手方債務が未到来なら契約は無効になる。
- イ．双務契約であれば履行期は一切関係しない。
- ウ．自己の債務の履行を、同時履行の抗弁を理由に拒むことはできない。
- エ．相手方の債務が未到来でも必ず履行拒絶できる。

答え・解説

正答：ウ

ア：履行期未到来は契約無効の理由ではない。
イ：同時履行の抗弁には双方の履行期が重要である。
ウ：相手方の債務が弁済期にないときは、民法533条の同時履行の抗弁は認められない。
エ：533条ただし書により、相手方債務が弁済期にない場合は同時履行の抗弁は使えない。
総合解説：相手方の債務が弁済期にないときは、民法533条の同時履行の抗弁は認められない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0041

1-2 契約・債務 > 債務不履行・危険負担 | 難易度：標準

「2026年9月30日に支払う」と確定期限を定めた金銭債務について、債務者が履行遅滞の責任を負い始める時期の原則はどれか。

- ア．契約締結時から。
- イ．債権者が催告してから1か月後。
- ウ．裁判を提起された時から。
- エ．その期限が到来した時から。

答え・解説

正答：エ

ア：履行期前から当然に遅滞責任を負うわけではない。
イ：確定期限付債務では催告を待たず期限到来時から遅滞となる。
ウ：裁判提起は遅滞開始の要件ではない。
エ：確定期限のある債務は、その期限の到来した時から遅滞の責任を負う。
総合解説：確定期限のある債務は、その期限の到来した時から遅滞の責任を負う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0042

1-2 契約・債務 > 債務不履行・危険負担 | 難易度：基礎

履行期限を定めなかった債務について、債務者が履行遅滞の責任を負う時期の原則はどれか。

- ア．債務者が任意に決めた時から。
- イ．10年経過後から。
- ウ．契約締結時から当然に遅滞となる。
- エ．履行の請求を受けた時から。

答え・解説

正答：エ

ア：債務者が自由に遅滞開始時を決める制度ではない。
イ：消滅時効期間と履行遅滞の開始時期は別問題である。
ウ：期限の定めがない場合は請求を受けた時が基準となる。
エ：期限の定めのない債務は、債務者が履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う。
総合解説：期限の定めのない債務は、債務者が履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0043

1-2 契約・債務 > 債務不履行・危険負担 | 難易度：基礎

「Aの父が死亡したら支払う」といった不確定期限付債務について、期限到来後の履行遅滞開始時期として民法上正しいものはどれか。

- ア．期限が到来した瞬間に、債務者が知らなくても必ず遅滞となる。
- イ．債権者が請求してから必ず6か月後。
- ウ．期限到来後に履行請求を受けた時と、期限到来を知った時のいずれか早い時。
- エ．裁判所が期限到来を認定した時だけ遅滞となる。

答え・解説

正答：ウ

ア：不確定期限では期限到来のみで直ちに遅滞となるわけではない。

イ：そのような6か月の待機期間はない。

ウ：不確定期限付債務は、期限到来後に請求を受けた時または期限到来を知った時のいずれか早い時から遅滞となる。

エ：裁判所の認定は遅滞開始の必須要件ではない。

総合解説：不確定期限付債務は、期限到来後に請求を受けた時または期限到来を知った時のいずれか早い時から遅滞となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0044

1-2 契約・債務 > 債務不履行・危険負担 | 難易度：標準

債務の履行が、契約その他の債務発生原因および取引上の社会通念に照らして不能となった場合、債権者の履行請求について正しいものはどれか。

- ア．履行不能になれば契約は常に当然無効となる。
- イ．その不能となった債務の履行を請求することはできない。
- ウ．物理的に不可能でも必ず現実履行を請求できる。
- エ．履行不能かどうかは債務者が一方的に決められる。

答え・解説

正答：イ

ア：履行不能は履行請求や損害賠償・解除等の問題を生じさせるが、常に契約当然無効というわけではない。

イ：社会通念に照らして履行不能であるとき、債権者はその債務の履行を請求できない。

ウ：履行不能の場合、履行請求は認められない。

エ：契約内容・取引上の社会通念等に照らして客観的に判断される。

総合解説：社会通念に照らして履行不能であるとき、債権者はその債務の履行を請求できない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0045

1-2 契約・債務 > 債務不履行・危険負担 | 難易度：基礎

債務者Bが債務を履行しなかったが、その不履行が契約その他の債務発生原因および取引上の社会通念に照らしてBの責めに帰することができない事由による場合、損害賠償について原則として正しいものはどれか。

- ア．債務不履行があれば帰責事由に関係なく常に全損害を賠償する。
- イ．債務者に帰責事由がないと契約は必ず無効になる。
- ウ．損害賠償はできないが、債権者は必ず刑事告訴できる。
- エ．債権者Aは債務不履行を理由とする損害賠償を請求できない。

答え・解説

正答：エ

- ア：一般の債務不履行損害賠償には帰責事由に関するただし書がある。
- イ：帰責事由の有無と契約の有効性は別問題である。
- ウ：民事上の債務不履行と刑事責任は別であり、そのような必然関係はない。
- エ：債務者に帰責できない事由による不履行については、民法415条の損害賠償責任は生じない。
- 総合解説：債務者に帰責できない事由による不履行については、民法415条の損害賠償責任は生じない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0046

1-2 契約・債務 > 債務不履行・危険負担 | 難易度：基礎

債務不履行により特別の事情から損害が生じた場合、その損害を賠償請求できる要件について民法上正しいものはどれか。

- ア．特別事情による損害は一切賠償対象にならない。
- イ．当事者がその事情を予見し、または予見すべきであったときは、賠償の対象となり得る。
- ウ．損害額が100万円を超える場合に限って賠償される。
- エ．実際に予見していなければ、予見すべき事情があっても絶対に賠償されない。

答え・解説

正答：イ

- ア：民法416条2項は一定の予見可能性があれば特別損害も対象とする。
- イ：特別事情による損害は、当事者がその事情を予見しまたは予見すべきであった場合に賠償対象となり得る。
- ウ：金額によるそのような一般要件はない。
- エ：実際の予見だけでなく予見すべきであった場合も含まれる。
- 総合解説：特別事情による損害は、当事者がその事情を予見しまたは予見すべきであった場合に賠償対象となり得る。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0047

1-2 契約・債務 > 債務不履行・危険負担 | 難易度：標準

金銭債務の不履行による損害賠償について、民法上正しいものはどれか。

- ア．天災があれば金銭債務について必ず免責される。
- イ．金銭債務には遅延損害金という制度がない。
- ウ．債権者は実損額を1円単位ですべて立証しなければならない。
- エ．債権者は損害の証明を要せず、債務者は不可抗力をもって抗弁とすることができない。

答え・解説

正答：エ

ア：金銭債務の特則により不可抗力は抗弁とならない。
イ：民法419条は金銭債務の不履行による損害賠償を定める。
ウ：金銭債務の遅延損害について損害の証明は不要である。
エ：金銭債務の不履行では損害証明が不要で、不可抗力の抗弁も認められない。
総合解説：金銭債務の不履行では損害証明が不要で、不可抗力の抗弁も認められない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0048

1-2 契約・債務 > 債務不履行・危険負担 | 難易度：基礎

当事者が債務不履行について損害賠償額を予定した場合、その予定があることの効果について正しいものはどれか。

- ア．賠償額を予定すると、契約解除は一切できなくなる。
- イ．賠償額の予定は、履行の請求または解除権の行使を妨げない。
- ウ．違約金は常に制裁金であり、賠償額の予定とは推定されない。
- エ．賠償額を予定すると、債権者は履行請求できなくなる。

答え・解説

正答：イ

ア：賠償額の予定は解除権行使を妨げない。
イ：民法420条は賠償額の予定が履行請求や解除権行使を妨げないと定める。
ウ：民法上、違約金は賠償額の予定と推定される。
エ：賠償額の予定と履行請求は両立し得る。
総合解説：民法420条は賠償額の予定が履行請求や解除権行使を妨げないと定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0049

1-2 契約・債務 > 債務不履行・危険負担 | 難易度：標準

売主Aが特定物の引渡しを適法に提供したが、買主Bが受領を拒んだ。その後Aが引き続き目的物を保管する場合の注意義務について正しいものはどれか。

- ア．Bが拒絶した瞬間にAの保存義務は一切なくなる。
- イ．Aは直ちに目的物を廃棄しなければならない。
- ウ．Aは受領拒絶後も常に善良な管理者の注意を超える最高度の注意義務を負う。
- エ．Aは自己の財産に対するのと同じの注意をもって保存すれば足りる。

答え・解説

正答：エ

ア：保存義務自体が消滅するのではなく、注意の程度が自己財産と同一の注意に軽減される。

イ：受領拒絶を理由に当然に廃棄できるわけではない。

ウ：受領遅滞後は保存義務が軽減される。

エ：特定物について受領遅滞となった場合、債務者は履行提供後、自己財産と同一の注意で保存すれば足りる。
総合解説：特定物について受領遅滞となった場合、債務者は履行提供後、自己財産と同一の注意で保存すれば足りる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0050

1-2 契約・債務 > 債務不履行・危険負担 | 難易度：応用

債権者Bが正当な理由なく履行の受領を拒んだため、債務者Aの保管費用が増加した。この増加額の負担について民法上正しいものはどれか。

- ア．増加額は常にAが負担する。
- イ．国が必ず負担する。
- ウ．AとBが必ず折半する。
- エ．その増加額はBの負担となる。

答え・解説

正答：エ

ア：受領遅滞に起因する増加費用は債権者負担となる。

イ：民法にそのような一般制度はない。

ウ：法定の原則は債権者負担である。

エ：受領拒絶または受領不能によって履行費用が増加した場合、その増加額は債権者の負担となる。

総合解説：受領拒絶または受領不能によって履行費用が増加した場合、その増加額は債権者の負担となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0051

1-2 契約・債務 > 債務不履行・危険負担 | 難易度：標準

双務契約において、債務者・債権者のいずれにも責任のない事由により一方の債務が履行不能となった。反対給付について民法上の原則として正しいものはどれか。

- ア．債権者は反対給付の履行を拒むことができる。
- イ．債権者は必ず反対給付を全額履行しなければならない。
- ウ．契約は必ず当然に無効となり、何の清算問題も生じない。
- エ．債権者は反対給付を拒めないが、国へ請求できる。

答え・解説

正答：ア

ア：当事者双方の責めに帰することができない事由で債務が履行不能となった場合、債権者は反対給付を拒むことができる。

イ：双方無帰責の場合、債権者には反対給付拒絶権が認められる。

ウ：危険負担は有効に成立した双務契約の履行不能と反対給付の関係を扱う。

エ：民法536条1項は債権者の反対給付拒絶を認める。

総合解説：当事者双方の責めに帰することができない事由で債務が履行不能となった場合、債権者は反対給付を拒むことができる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0052

1-2 契約・債務 > 債務不履行・危険負担 | 難易度：基礎

双務契約で、債権者の責めに帰すべき事由により債務者の債務が履行不能となった。この場合の反対給付について正しいものはどれか。

- ア．債権者は反対給付の履行を拒むことができない。
- イ．債権者は常に反対給付を拒むことができる。
- ウ．債務者は必ず反対給付請求権を失う。
- エ．履行不能の原因が債権者にあっても、双方無帰責と同じ処理をする。

答え・解説

正答：ア

ア：債権者の責めに帰すべき事由による履行不能では、債権者は反対給付を拒むことができない。

イ：債権者帰責の場合は536条1項と異なり反対給付拒絶が認められない。

ウ：債務者は反対給付を受ける権利を失わない。

エ：債権者帰責には別の規律が置かれている。

総合解説：債権者の責めに帰すべき事由による履行不能では、債権者は反対給付を拒むことができない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0053

1-2 契約・債務＞解除・手付 | 難易度：標準

債務者が債務を履行せず、債権者が相当期間を定めて催告したが履行がなかった。ただし、期間経過時の不履行が契約および取引上の社会通念に照らして軽微である。この場合の原則として正しいものはどれか。

- ア．軽微かどうかは債務者が単独で決める。
- イ．催告さえすれば不履行の程度に関係なく必ず解除できる。
- ウ．軽微な不履行なら債務自体が消滅する。
- エ．債権者はその軽微な不履行だけを理由に契約を解除できない。

答え・解説

正答：エ

ア：契約内容・取引上の社会通念に照らして判断される。
イ：現行民法は軽微な不履行の場合を催告解除から除外している。
ウ：解除できないことと債務が消滅することは別である。
エ：催告期間経過後でも不履行が軽微であるときは、541条による解除はできない。
総合解説：催告期間経過後でも不履行が軽微であるときは、541条による解除はできない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0054

1-2 契約・債務＞解除・手付 | 難易度：標準

債務の全部の履行が不能となった場合、債権者の解除について民法上正しいものはどれか。

- ア．履行不能の場合は解除制度が一切適用されない。
- イ．必ず相当期間の催告をしなければ解除できない。
- ウ．解除には必ず裁判所の判決が必要である。
- エ．債権者は催告をすることなく直ちに契約を解除できる。

答え・解説

正答：エ

ア：履行不能は無催告解除の典型例である。
イ：全部履行不能は催告によらない解除が認められる。
ウ：解除権は相手方への意思表示により行使するのが原則である。
エ：債務全部が履行不能である場合は無催告解除事由に当たる。
総合解説：債務全部が履行不能である場合は無催告解除事由に当たる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0055

1-2 契約・債務 > 解除・手付 | 難易度：基礎

債務者Bが債務の全部を履行しない意思を明確に表示した。この場合の債権者Aの解除について正しいものはどれか。

- ア．解除できるのはBが破産した場合に限られる。
- イ．Bが履行拒絶しても解除は一切できない。
- ウ．Aは原則として催告なしに直ちに解除できる。
- エ．Aは必ず6か月の催告期間を置かなければならない。

答え・解説

正答：ウ

ア：破産に限らず、明確な全部履行拒絶で無催告解除が認められる。

イ：明確な履行拒絶は無催告解除事由である。

ウ：債務者が全部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合は無催告解除が認められる。

エ：明確な全部履行拒絶では無催告解除が可能である。

総合解説：債務者が全部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合は無催告解除が認められる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0056

1-2 契約・債務 > 解除・手付 | 難易度：基礎

結婚式当日に使用する特注品の納入など、特定の日時までに履行しなければ契約目的を達成できない契約で、その時期を経過した。解除について正しいものはどれか。

- ア．時期を過ぎても契約目的を達成できるかどうかは一切考慮しない。
- イ．時期を過ぎると契約は自動的に無効になるため解除の意思表示は不要である。
- ウ．どのような定期行為でも必ず催告が必要である。
- エ．債権者は催告なしに直ちに解除できる場合がある。

答え・解説

正答：エ

ア：無催告解除にはその時期の履行が契約目的達成に不可欠であることが重要である。

イ：原則として解除権の行使には解除の意思表示が必要である。

ウ：定期行為は無催告解除事由の一つである。

エ：特定日時または期間内の履行が契約目的達成に不可欠な定期行為では、時期経過により無催告解除が認められる。

総合解説：特定日時または期間内の履行が契約目的達成に不可欠な定期行為では、時期経過により無催告解除が認められる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0057

1-2 契約・債務＞解除・手付 | 難易度：応用

債務不履行が債権者自身の責めに帰すべき事由による場合、債権者による法定解除について正しいものはどれか。

- ア．債権者に原因がある場合は必ず損害賠償を受けられる。
- イ．債権者に原因があると契約は当然無効になる。
- ウ．債権者は民法541条・542条による解除をすることができない。
- エ．債権者に原因があっても常に解除できる。

答え・解説

正答：ウ

ア：自己に帰責事由があるから当然に損害賠償を受けられるわけではない。

イ：解除不可と契約無効は別である。

ウ：不履行が債権者の責めに帰すべき事由による場合、債権者は催告解除・無催告解除をすることができない。

エ：民法543条が解除を制限している。

総合解説：不履行が債権者の責めに帰すべき事由による場合、債権者は催告解除・無催告解除をすることができない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0058

1-2 契約・債務＞解除・手付 | 難易度：基礎

契約解除の意思表示について、民法上正しいものはどれか。

- ア．相手方に対して解除の意思表示をした後、その意思表示を一方的に撤回することはできない。
- イ．解除は裁判所にだけ意思表示すればよい。
- ウ．解除の意思表示はいつでも一方的に撤回できる。
- エ．解除の意思表示は書面でなければ常に無効である。

答え・解説

正答：ア

ア：解除権行使の意思表示は撤回できない。

イ：解除は原則として契約の相手方に対する意思表示で行う。

ウ：民法540条2項は撤回を認めていない。

エ：民法540条は一般的な書面要件を置いていない。

総合解説：解除権行使の意思表示は撤回できない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0059

1-2 契約・債務 > 解除・手付 | 難易度：標準

契約が適法に解除された場合の効果として、民法上正しいものはどれか。

- ア．各当事者は相手方を原状に復させる義務を負うが、第三者の権利を害することはできない。
- イ．解除は必ず第三者の既得権を消滅させる。
- ウ．解除すると損害賠償請求は法律上必ず禁止される。
- エ．解除しても既に履行した給付は一切返還しない。

答え・解説

正答：ア

ア：解除により原状回復義務が生じる一方、第三者の権利は害することができない。
イ：解除の効果によって第三者の権利を害することはできない。
ウ：解除権の行使は損害賠償請求を妨げない。
エ：解除により原状回復義務が生じる。
総合解説：解除により原状回復義務が生じる一方、第三者の権利は害することができない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0060

1-2 契約・債務 > 解除・手付 | 難易度：標準

契約解除により受領済みの金銭を原状回復として返還する場合、民法上の原則として正しいものはどれか。

- ア．解除の意思表示をした時からだけ利息を付す。
- イ．その金銭を受領した時から利息を付して返還する。
- ウ．返還金には一切利息を付さない。
- エ．利息は裁判確定後に限って発生する。

答え・解説

正答：イ

ア：利息の起算点は原則として金銭を受領した時である。
イ：解除による金銭返還では、受領時から利息を付す。
ウ：民法545条2項に利息付加の規定がある。
エ：条文上、そのような限定はない。
総合解説：解除による金銭返還では、受領時から利息を付す。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0061

1-2 契約・債務 > 解除・手付 | 難易度：標準

買主Bが売主Aへ解約手付として100万円を交付した。まだ当事者のいずれも契約の履行に着手していない。Bが手付解除する方法として民法上正しいものはどれか。

- ア．Bは交付した100万円の手付を放棄して解除できる。
- イ．Bは手付100万円に加えて同額をAへ支払わなければ解除できない。
- ウ．BはAの債務不履行がなければ絶対に解除できない。
- エ．Bは履行着手後も無期限に手付放棄だけで解除できる。

答え・解説

正答：ア

ア：買主は相手方が履行に着手するまでは、手付を放棄して解除できる。
イ：倍額償還は売主側の手付解除方法であり、買主は手付放棄で解除する。
ウ：解約手付による解除は債務不履行を要件としない。
エ：手付解除は相手方が履行に着手するまでに限られる。
総合解説：買主は相手方が履行に着手するまでは、手付を放棄して解除できる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0062

1-2 契約・債務 > 解除・手付 | 難易度：標準

買主Bが売主Aへ解約手付100万円を交付し、まだ当事者のいずれも履行に着手していない。Aが手付解除するための方法として正しいものはどれか。

- ア．AはBの債務不履行を証明できなければ手付解除できない。
- イ．Aは100万円だけ返還すれば必ず解除できる。
- ウ．Aは手付の倍額である200万円を償還して解除できる。
- エ．Aは受け取った100万円をそのまま保持して解除できる。

答え・解説

正答：ウ

ア：解約手付による解除は相手方の債務不履行を前提としない。
イ：売主側は単なる手付返還ではなく倍額償還が必要である。
ウ：売主は相手方が履行に着手するまでは、手付の倍額を償還して解除できる。
エ：売主の手付解除には倍額償還が必要である。
総合解説：売主は相手方が履行に着手するまでは、手付の倍額を償還して解除できる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0063

1-3 債権総論 > 弁済・相殺 | 難易度：標準

債務者以外の第三者Cが弁済について正当な利益を有する場合、その第三者弁済について民法上正しいものはどれか。

- ア．Cが正当な利益を有していても、債務者の書面同意が必ず必要である。
- イ．Cは原則として債務者の意思に反しても弁済することができる。
- ウ．債務者本人以外は一切弁済できない。
- エ．第三者弁済は金銭債務では常に禁止される。

答え・解説

正答：イ

ア：正当な利益を有する第三者について一律に書面同意を要求していない。

イ：弁済について正当な利益を有する第三者には、債務者の意思に反する弁済を禁止する規定は適用されない。

ウ：民法は第三者弁済を認めている。

エ：金銭債務でも第三者弁済は認められ得る。

総合解説：弁済について正当な利益を有する第三者には、債務者の意思に反する弁済を禁止する規定は適用されない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0064

1-3 債権総論 > 弁済・相殺 | 難易度：標準

弁済について正当な利益を有しない第三者Cが、債務者Aの意思に反して弁済を申し出た。債権者BがAの反対意思を知っている場合の原則として正しいものはどれか。

- ア．第三者弁済は裁判所の許可がなければ一切できない。
- イ．CはAの意思に反して弁済することができない。
- ウ．BがAの反対意思を知っているほどCの弁済は当然に有効となる。
- エ．Cは正当な利益がなくても常にAの意思を無視して弁済できる。

答え・解説

正答：イ

ア：一般に裁判所の許可は第三者弁済の要件ではない。

イ：正当な利益を有しない第三者は、債務者の意思に反して弁済できず、債権者が反対意思を知らなかった場合などに例外がある。

ウ：反対意思を知る債権者に対して正当利益のない第三者が反対意思に反して弁済することはできない。

エ：正当利益のない第三者には債務者意思による制限がある。

総合解説：正当な利益を有しない第三者は、債務者の意思に反して弁済できず、債権者が反対意思を知らなかった場合などに例外がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0065

1-3 債権総論 > 弁済・相殺 | 難易度：応用

Aが、債権者Bの代理人のような外観を有するCに弁済した。AはCに受領権限があると信じたことについて善意かつ無過失であった。この弁済の効力として正しいものはどれか。

- ア．原則として有効となる。
- イ．真の債権者本人への弁済でない以上、常に無効である。
- ウ．Aに軽過失があっても必ず有効となる。
- エ．Cが受領した金銭を費消した場合に限って有効となる。

答え・解説

正答：ア

ア：受領権者としての外観を有する者への弁済は、弁済者が善意かつ無過失であれば有効となる。

イ：一定の表見受領者への弁済は善意無過失を要件に有効となる。

ウ：条文上、善意だけでなく無過失が必要である。

エ：Cの費消は弁済の有効要件ではない。

総合解説：受領権者としての外観を有する者への弁済は、弁済者が善意かつ無過失であれば有効となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0066

1-3 債権総論 > 弁済・相殺 | 難易度：標準

弁済の費用について別段の意思表示がない場合、民法上の原則として正しいものはどれか。

- ア．国が負担する。
- イ．常に債権者が全額負担する。
- ウ．原則として債務者が負担する。
- エ．必ず債権者と債務者が折半する。

答え・解説

正答：ウ

ア：そのような一般規定はない。

イ：原則は債務者負担である。

ウ：弁済の費用は、別段の意思表示がないときは債務者負担が原則である。

エ：民法は折半を原則としていない。

総合解説：弁済の費用は、別段の意思表示がないときは債務者負担が原則である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0067

1-3 債権総論 > 弁済・相殺 | 難易度：応用

債務者Aが適法に弁済を提供したが、債権者Bが受領を拒んだ。この場合のAの対応として民法上認められるものはどれか。

- ア．Aは目的物を自由に廃棄すれば債務を免れる。
- イ．供託は債権者が同意した場合に限ってできる。
- ウ．Bが拒絶した以上、Aは永久に債務を免れない。
- エ．一定の要件の下で、弁済の目的物を供託して債務を免れることができる。

答え・解説

正答：エ

ア：単なる廃棄で債務を免れるわけではない。
イ：受領拒絶等の供託は債権者の同意を要件としない。
ウ：受領拒絶の場合には弁済供託という手段がある。
エ：債権者が受領を拒み、受領できない場合などには、弁済者は供託により債務を免れることができる。
総合解説：債権者が受領を拒み、受領できない場合などには、弁済者は供託により債務を免れることができる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0068

1-3 債権総論 > 弁済・相殺 | 難易度：基礎

AとBが互いに同種の目的を有する債務を負担している。民法上、相殺ができるための基本要件として正しいものはどれか。

- ア．裁判所の確定判決が必ずあること。
- イ．双方の債務の目的が必ず異なる種類であること。
- ウ．原則として双方の債務が弁済期にあること。
- エ．少なくとも一方の債務がまだ発生していないこと。

答え・解説

正答：ウ

ア：相殺は当事者の意思表示で行うことができる。
イ：相殺は原則として同種の目的を有する債務間で行う。
ウ：相殺には、互いに同種の目的の債務を負い、双方が弁済期にあること等が必要である。
エ：存在しない債務との相殺はできない。
総合解説：相殺には、互いに同種の目的の債務を負い、双方が弁済期にあること等が必要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0069

1-3 債権総論 > 弁済・相殺 | 難易度：標準

相殺の意思表示について、民法上正しいものはどれか。

- ア．停止条件を付けなければ相殺は無効である。
- イ．条件または期限を付することはできない。
- ウ．必ず裁判上でのみ意思表示しなければならない。
- エ．相手方の承諾がなければ相殺の意思表示は一切できない。

答え・解説

正答：イ

ア：相殺意思表示に条件を付することはできない。

イ：相殺の意思表示には条件または期限を付することができない。

ウ：相殺は裁判外でも相手方への意思表示でできる。

エ：要件を満たす相殺は一方的意思表示により行う。

総合解説：相殺の意思表示には条件または期限を付することができない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0070

1-3 債権総論 > 弁済・相殺 | 難易度：標準

適法な相殺の意思表示をした場合、その効力が生ずる時点について民法上正しいものはどれか。

- ア．相殺の意思表示をした翌年1月1日にのみ効力を生ずる。
- イ．必ず裁判確定時から将来に向かってのみ効力を生ずる。
- ウ．債権発生時に無条件でさかのぼる。
- エ．双方の債務が互いに相殺に適するようになった時にさかのぼる。

答え・解説

正答：エ

ア：そのような法定時点はない。

イ：相殺には相殺適状時への遡及効がある。

ウ：遡るのは債権発生時ではなく、双方が相殺適状になった時である。

エ：相殺は、双方の債務が相殺適状となった時に遡って効力を生じる。

総合解説：相殺は、双方の債務が相殺適状となった時に遡って効力を生じる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0071

1-3 債権総論 > 弁済・相殺 | 難易度：標準

Aの債務は東京で、Bの債務は大阪で履行することになっている。その他の相殺要件は満たす。この場合について正しいものはどれか。

- ア．履行地が異なる場合は双方の債務が当然に消滅する。
- イ．履行地が異なるだけで相殺は絶対に禁止される。
- ウ．履行地が異なる場合は必ず裁判所が新しい履行地を決める。
- エ．履行地が異なっても相殺できるが、それによって相手方に生じた損害を賠償することがある。

答え・解説

正答：エ

ア：相殺の意思表示等が必要で、履行地の相違だけで自動消滅しない。
イ：民法507条は履行地が異なっても相殺を認める。
ウ：相殺のために裁判所が履行地を決める必要はない。
エ：履行地が異なる債務でも相殺できるが、それによる損害の賠償義務が定められている。
総合解説：履行地が異なる債務でも相殺できるが、それによる損害の賠償義務が定められている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0072

1-3 債権総論 > 弁済・相殺 | 難易度：標準

AのBに対する債権が時効により消滅したが、時効消滅前にBのAに対する債権と相殺に適する状態になっていた。この場合について正しいものはどれか。

- ア．相殺するには時効を取り消す裁判が必要である。
- イ．時効消滅後に初めて相殺適状となった場合でも必ず相殺できる。
- ウ．時効消滅した債権は、いつ相殺適状になったかに関係なく絶対に相殺に使えない。
- エ．Aはその時効消滅した債権を自働債権として相殺することができる。

答え・解説

正答：エ

ア：そのような裁判を要件としていない。
イ：条文は消滅以前に相殺適状になっていたことを要件とする。
ウ：民法508条が例外を認めている。
エ：時効消滅前に相殺適状にあった債権は、時効消滅後でも自働債権として相殺できる。
総合解説：時効消滅前に相殺適状にあった債権は、時効消滅後でも自働債権として相殺できる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0073

1-3 債権総論 > 債権譲渡 | 難易度：標準

債権の譲渡性について、民法上の原則として正しいものはどれか。

- ア．債権は、その性質が譲渡を許さない場合を除き、譲り渡すことができる。
- イ．金銭債権だけは法律上譲渡が禁止されている。
- ウ．債権は必ず債務者の事前同意がなければ譲渡できない。
- エ．債権は一切譲渡できない。

答え・解説

正答：ア

ア：民法は債権の譲渡自由を原則とし、性質上許されない場合を例外とする。
イ：金銭債権も原則として譲渡可能である。
ウ：債務者の同意は譲渡自体の一般的成立要件ではない。
エ：債権譲渡は原則として認められる。
総合解説：民法は債権の譲渡自由を原則とし、性質上許されない場合を例外とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0074

1-3 債権総論 > 債権譲渡 | 難易度：標準

A・B間の債権について「この債権を譲渡してはならない」という譲渡制限の意思表示があった。その後AがCへ債権を譲渡した。現行民法の原則として正しいものはどれか。

- ア．譲渡制限特約があれば譲渡は当然に無効である。
- イ．AがCへ譲渡するには必ず裁判所の許可が必要である。
- ウ．譲渡制限の意思表示があっても、債権譲渡自体の効力は妨げられない。
- エ．譲渡制限特約がある債権は相続もできない。

答え・解説

正答：ウ

ア：現行民法は譲渡制限特約があっても譲渡自体の効力を認める。
イ：裁判所の許可は一般的な債権譲渡要件ではない。
ウ：現行民法では譲渡制限特約があっても債権譲渡自体は有効である。
エ：譲渡制限の効力をそのように一般化することはできない。
総合解説：現行民法では譲渡制限特約があっても債権譲渡自体は有効である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0075

1-3 債権総論 > 債権譲渡 | 難易度：基礎

譲渡制限の意思表示がある債権をCが譲り受けた。Cは譲渡制限を知っていた。この場合の債務者Bの対応として民法上認められるものはどれか。

- ア．Bは譲渡制限を理由に元の債務自体を消滅させられる。
- イ．Bは一定の場合、Cに対する履行を拒み、譲渡人Aに対する弁済等をもってCに対抗できる。
- ウ．譲渡は当然無効なのでBは誰にも履行する必要がない。
- エ．Cが悪意でもBは必ずCにだけ履行しなければならない。

答え・解説

正答：イ

ア：譲渡制限は債務消滅事由ではない。

イ：譲受人が譲渡制限を知りまたは重大な過失で知らなかった場合、債務者には履行拒絶等の保護が認められる。

ウ：譲渡自体は有効であり、債務が消滅するわけではない。

エ：譲渡制限を知る譲受人に対しては債務者保護の規定がある。

総合解説：譲受人が譲渡制限を知りまたは重大な過失で知らなかった場合、債務者には履行拒絶等の保護が認められる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0076

1-3 債権総論 > 債権譲渡 | 難易度：標準

指名債権の譲渡を債務者に対抗するための方法として、民法上の原則として正しいものはどれか。

- ア．譲渡人が債務者に通知するか、債務者が承諾する必要がある。
- イ．債権譲渡契約を締結しただけで、常に債務者へ対抗できる。
- ウ．債務者が知らなくても、譲受人が口頭で第三者に話せば足りる。
- エ．譲受人が自分だけにメモを残せば足りる。

答え・解説

正答：ア

ア：債権譲渡を債務者その他の第三者に対抗するには、原則として譲渡人からの通知または債務者の承諾が必要である。

イ：譲渡当事者間の成立と債務者対抗要件は別である。

ウ：法定の通知・承諾要件を満たさない。

エ：債務者への通知または承諾が必要である。

総合解説：債権譲渡を債務者その他の第三者に対抗するには、原則として譲渡人からの通知または債務者の承諾が必要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0077

1-3 債権総論 > 債権譲渡 | 難易度：応用

同一債権が二重に譲渡された場合など、債務者以外の第三者に債権譲渡を対抗するための通知・承諾について正しいものはどれか。

- ア．譲渡契約の当事者が握手をすれば足りる。
- イ．口頭の通知だけで必ず第三者に対抗できる。
- ウ．確定日付のある証書による通知または承諾が必要となる。
- エ．債務者への通知は第三者対抗には一切関係しない。

答え・解説

正答：ウ

ア：法定の対抗要件を満たさない。
イ：第三者対抗には確定日付ある証書が要求される。
ウ：債務者以外の第三者への対抗には、確定日付のある証書による通知または承諾が必要である。
エ：確定日付ある通知は第三者対抗要件となり得る。
総合解説：債務者以外の第三者への対抗には、確定日付のある証書による通知または承諾が必要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0078

1-3 債権総論 > 債権譲渡 | 難易度：応用

まだ発生していない将来債権の譲渡について、民法上正しいものはどれか。

- ア．将来債権の譲渡には必ず国土交通大臣の許可が必要である。
- イ．将来債権は発生後に改めて譲渡契約をしなければ一切移転しない。
- ウ．将来債権も譲渡の対象とすることができ、発生したとき譲受人がその債権を当然に取得する。
- エ．将来債権は法律上絶対に譲渡できない。

答え・解説

正答：ウ

ア：民法上そのような一般要件はない。
イ：有効な将来債権譲渡があれば発生時に譲受人が取得する。
ウ：民法は将来債権の譲渡性を明文で認める。
エ：将来債権の譲渡は認められている。
総合解説：民法は将来債権の譲渡性を明文で認める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0079

1-3 債権総論 > 債権譲渡 | 難易度：応用

AからCへ債権が譲渡され、Aから債務者Bへ譲渡通知がされた。通知を受ける前に、BがAに対して契約上の抗弁を有していた。この抗弁について原則として正しいものはどれか。

ア．Bはその抗弁をCに対抗できる。

イ．BはCが善意なら既存抗弁を一切主張できない。

ウ．譲渡があればBの既存の抗弁はすべて消滅する。

エ．Bは譲渡通知前の抗弁でも裁判所の許可がなければ主張できない。

答え・解説

正答：ア

ア：債務者は対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由を譲受人に対抗できる。

イ：譲受人の善意だけで既存抗弁が消滅するわけではない。

ウ：債権譲渡によって債務者の既存抗弁が当然に失われるわけではない。

エ：一般に裁判所の許可を要しない。

総合解説：債務者は対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由を譲受人に対抗できる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0080

1-3 債権総論 > 債権譲渡 | 難易度：基礎

AからCへ債権が譲渡されたが、債務者Bは譲渡の対抗要件具備前にAに対する反対債権を取得していた。この反対債権による相殺について原則として正しいものはどれか。

ア．Bは対抗要件具備前に反対債権を取得していても絶対に相殺できない。

イ．Bは一定の要件の下で、その反対債権による相殺をCに対抗できる。

ウ．Cが債権を譲り受けた瞬間からBの相殺権は例外なく失われる。

エ．債権譲渡がされるとBの反対債権は当然に消滅する。

答え・解説

正答：イ

ア：民法469条は一定範囲で相殺を保護する。

イ：債務者が対抗要件具備前に取得した譲渡人に対する債権については、譲受人に相殺を対抗できる。

ウ：債務者の相殺期待は一定の要件で保護される。

エ：債権譲渡は債務者の反対債権の消滅事由ではない。

総合解説：債務者が対抗要件具備前に取得した譲渡人に対する債権については、譲受人に相殺を対抗できる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0081

1-3 債権総論 > 保証・連帯債務 | 難易度：応用

保証契約の方式について、民法上正しいものはどれか。

- ア．保証契約は口頭だけで常に有効に成立する。
- イ．保証契約は電磁的記録では絶対に成立しない。
- ウ．保証契約は必ず公正証書でなければならない。
- エ．保証契約は書面でしなければ効力を生じないが、内容を記録した電磁的記録は書面とみなされる。

答え・解説

正答：エ

ア：保証契約は書面でなければ効力を生じない。
イ：内容を記録した電磁的記録は書面とみなされる。
ウ：一般の保証契約すべてに公正証書を要求するわけではない。
エ：保証契約には書面性が要求され、電磁的記録による場合も書面とみなされる。
総合解説：保証契約には書面性が要求され、電磁的記録による場合も書面とみなされる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0082

1-3 債権総論 > 保証・連帯債務 | 難易度：標準

保証債務の範囲について、民法上の原則として正しいものはどれか。

- ア．保証債務は主たる債務の元本だけに限られ、利息等は絶対に含まない。
- イ．主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他の従たるものも含む。
- ウ．保証人は主たる債務と無関係な債務も当然に保証する。
- エ．保証債務の範囲は債権者が一方的にいつでも無制限に拡張できる。

答え・解説

正答：イ

ア：民法447条は利息等の付随債務も含むと定める。
イ：保証債務は主たる債務に従たる利息・違約金・損害賠償等を包含する。
ウ：保証債務の範囲は主たる債務およびそれに従たるものが基本である。
エ：保証債務には主債務への付従性がある。
総合解説：保証債務は主たる債務に従たる利息・違約金・損害賠償等を包含する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0083

1-3 債権総論 > 保証・連帯債務 | 難易度：標準

保証人の負担が、債務の目的または態様において主たる債務より重い内容で定められていた場合の原則として正しいものはどれか。

- ア．保証人の負担は重い内容のまま常に有効である。
- イ．保証人の負担は主たる債務の限度に減縮される。
- ウ．保証契約全体が必ず当然無効となる。
- エ．主たる債務の方が保証債務に合わせて増額される。

答え・解説

正答：イ

ア：保証債務は主債務より重い範囲では減縮される。
イ：保証人の負担が主債務より重いときは、主債務の限度に減縮される。
ウ：重い部分が主債務の限度に減縮されるのが原則である。
エ：保証契約によって主債務自体が自動的に増額されるわけではない。
総合解説：保証人の負担が主債務より重いときは、主債務の限度に減縮される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0084

1-3 債権総論 > 保証・連帯債務 | 難易度：標準

債権者Aが、主たる債務者Bに請求する前に普通保証人Cへ履行請求した。Bは破産しておらず行方も明らかである。この場合Cが主張できるものはどれか。

- ア．まずBに催告すべき旨をAに請求できる。
- イ．Cは普通保証人でも催告の抗弁を一切持たない。
- ウ．Cは主たる債務そのものを消滅させることができる。
- エ．Cは保証契約を当然に無効にできる。

答え・解説

正答：ア

ア：普通保証人には、主債務者が破産・行方不明等でない限り催告の抗弁権がある。
イ：普通保証人には催告の抗弁が認められる。
ウ：催告の抗弁は請求順序に関する抗弁で、主債務消滅の効力はない。
エ：先に保証人へ請求されたことは保証契約無効の理由ではない。
総合解説：普通保証人には、主債務者が破産・行方不明等でない限り催告の抗弁権がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0085

1-3 債権総論 > 保証・連帯債務 | 難易度：標準

債権者Aが主たる債務者Bに催告した後、普通保証人Cに請求した。CがBに弁済資力があり、かつ執行が容易であることを証明した場合の原則はどれか。

- ア．検索の抗弁は主たる債務者が無資力であることをCが証明する制度である。
- イ．AはCの証明を無視して必ずCから先に取り立てられる。
- ウ．Cが証明すると主たる債務は消滅する。
- エ．AはまずBの財産について執行しなければならない。

答え・解説

正答：エ

ア：保証人は主債務者に資力があり、執行が容易であることを証明する。
イ：検索の抗弁が成立すれば、債権者はまず主債務者財産へ執行する。
ウ：検索の抗弁は執行順序に関するもので、主債務を消滅させない。
エ：普通保証人が主債務者の資力と執行容易性を証明すれば検索の抗弁が認められる。
総合解説：普通保証人が主債務者の資力と執行容易性を証明すれば検索の抗弁が認められる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0086

1-3 債権総論 > 保証・連帯債務 | 難易度：標準

連帯保証人について、普通保証人との違いとして民法上正しいものはどれか。

- ア．連帯保証人には催告の抗弁権および検索の抗弁権がない。
- イ．連帯保証人には普通保証人より強い催告の抗弁がある。
- ウ．連帯保証人には検索の抗弁だけがあり、催告の抗弁はない。
- エ．連帯保証では保証契約の書面性が不要となる。

答え・解説

正答：ア

ア：連帯保証人は民法452条・453条の権利を有しない。
イ：連帯保証人には催告の抗弁がない。
ウ：連帯保証人には両方ともない。
エ：連帯保証でも保証契約である以上、原則として書面性が必要である。
総合解説：連帯保証人は民法452条・453条の権利を有しない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0087

1-3 債権総論 > 保証・連帯債務 | 難易度：応用

主たる債務者Bが債権者Aに対して相殺権を有している場合、保証人Cの立場について現行民法上正しいものはどれか。

- ア．Bに相殺権がある場合、Cの保証債務は相殺の意思表示がなくても当然に全額消滅する。
- イ．相殺権はBだけの権利なので、Cはその存在を理由に履行を拒むことは一切できない。
- ウ．Cが履行を拒むと保証契約は当然に無効となる。
- エ．Bが相殺権を行使すれば主たる債務を免れる限度で、CはAに対する履行を拒むことができる。

答え・解説

正答：エ

ア：相殺権の存在だけで保証債務が当然に全額消滅するのではなく、保証人にはその行使による免責限度で履行拒絶が認められる。
イ：民法457条3項は、主債務者の相殺権等に対応して保証人に履行拒絶を認めている。
ウ：履行拒絶が認められることと保証契約の有効性は別問題である。
エ：主たる債務者が債権者に対して相殺権を有するときは、その行使により主債務者が債務を免れる限度で、保証人は履行を拒むことができる。
総合解説：主たる債務者が債権者に対して相殺権を有するときは、その行使により主債務者が債務を免れる限度で、保証人は履行を拒むことができる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0088

1-3 債権総論 > 保証・連帯債務 | 難易度：標準

Aに対しBとCが100万円の連帯債務を負っている。弁済がまだない場合、Aの請求として民法上正しいものはどれか。

- ア．AはBまたはCの一人に100万円全部を請求することも、両者に同時または順次請求することもできる。
- イ．Aは最初にBを選んだらCには一切請求できない。
- ウ．連帯債務ではAは誰にも全額請求できない。
- エ．AはBとCに必ず50万円ずつしか請求できない。

答え・解説

正答：ア

ア：連帯債務では債権者は各連帯債務者に全部または一部の履行を請求できる。
イ：満足を得るまでは他の連帯債務者にも請求できる。
ウ：連帯債務の本質は各債務者が全部について責任を負う点にある。
エ：対外的には各連帯債務者が全部について履行義務を負う。
総合解説：連帯債務では債権者は各連帯債務者に全部または一部の履行を請求できる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0089

1-3 債権総論 > 保証・連帯債務 | 難易度：標準

BとCがAに対し100万円の連帯債務を負い、BがAに100万円全額を弁済した。この場合のA・C間の関係として正しいものはどれか。

- ア．AのCに対する同じ100万円の請求権も消滅する。
- イ．Bの弁済はBの内部負担部分にしか効力を持たない。
- ウ．Bが弁済すると連帯債務契約全体が遡って無効になる。
- エ．AはCにもさらに100万円全額を請求できる。

答え・解説

正答：ア

ア：債権者が連帯債務の全額について満足を得れば、他の連帯債務者に同じ債務を重ねて請求できない。
イ：債権者への全額弁済は対外的に債務全体を消滅させる。
ウ：弁済は債務を消滅させるが、契約を遡及的に無効にするわけではない。
エ：二重に債権全額の満足を得ることはできない。
総合解説：債権者が連帯債務の全額について満足を得れば、他の連帯債務者に同じ債務を重ねて請求できない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0090

1-3 債権総論 > 保証・連帯債務 | 難易度：基礎

連帯債務者B・CのうちBだけに対して債権者Aが履行請求した場合、その請求のCへの効力について、別段の意思表示がないときの現行民法の原則として正しいものはどれか。

- ア．Bへの請求によりCの債務は当然に免除される。
- イ．Bへの請求は常にCの時効にも当然同じ効果を及ぼす。
- ウ．Bに対する履行請求の効力は、原則としてCには及ばない。
- エ．Bへの請求があるとCの債務額は自動的に半額になる。

答え・解説

正答：ウ

ア：請求は他の連帯債務者の免除事由ではない。
イ：現行民法では履行請求の効力は原則として他の連帯債務者には及ばない。
ウ：現行民法は連帯債務者の一人について生じた事由は、法定の例外を除き他の連帯債務者に効力を及ぼさない相対効を原則とする。
エ：請求によって他の連帯債務者の債務額が自動減額されることはない。
総合解説：現行民法は連帯債務者の一人について生じた事由は、法定の例外を除き他の連帯債務者に効力を及ぼさない相対効を原則とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0091

1-4 契約各論・不法行為 > 売買・契約不適合 | 難易度：基礎

民法上の売買契約の成立について、正しいものはどれか。

- ア．売買は、売主が財産権を移転することを約し、買主が代金を支払うことを約することで効力を生ずる。
- イ．売買は、目的物を現実に引き渡した時に初めて成立する。
- ウ．売買は、代金を全額支払った時に初めて成立する。
- エ．不動産の売買は、公正証書を作成しなければ成立しない。

答え・解説

正答：ア

ア：民法上の売買は原則として諾成契約であり、目的物の引渡しや代金の支払は成立要件ではない。

イ：引渡しは売買成立後の履行であり、原則として成立要件ではない。

ウ：代金支払も成立後の債務の履行であり、成立要件ではない。

エ：民法上、不動産売買に公正証書作成を成立要件とする一般規定はない。

総合解説：民法上の売買は原則として諾成契約であり、目的物の引渡しや代金の支払は成立要件ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0092

1-4 契約各論・不法行為 > 売買・契約不適合 | 難易度：基礎

AがB所有の土地を自己のものとしてCに売却する契約をした。民法上の原則として正しいものはどれか。

- ア．売主が契約時に所有者でなければ、その売買契約は当然に無効である。
- イ．他人の所有する土地を売買の目的とする契約も成立し得て、売主はその権利を取得して買主に移転する義務を負う。
- ウ．他人物売買は、真の所有者の事前承諾がなければ契約自体が成立しない。
- エ．他人物売買では、売主は買主に対して何らの義務も負わない。

答え・解説

正答：イ

ア：他人物売買であることだけで契約が当然無効になるわけではない。

イ：他人の権利を目的とする売買も有効に成立し得る。売主はその権利を取得し、買主へ移転する義務を負う。

ウ：真の所有者の承諾は売主・買主間の契約成立要件ではない。

エ：売主は権利を取得して買主に移転する義務を負う。

総合解説：他人の権利を目的とする売買も有効に成立し得る。売主はその権利を取得し、買主へ移転する義務を負う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0093

1-4 契約各論・不法行為 > 売買・契約不適合 | 難易度：基礎

売買の目的物が契約の内容に適合しない場合の買主の権利について、正しいものはどれか。

- ア．追完請求が認められるのは数量不足の場合だけで、品質不適合では認められない。
- イ．契約不適合があれば、買主は必ず契約を解除しなければならない。
- ウ．引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないとき、買主は修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる追完を請求できる。
- エ．追完請求は不動産には適用されず、動産売買に限られる。

答え・解説

正答：ウ

- ア：品質に関する契約不適合も追完請求の対象となる。
 - イ：解除だけでなく追完請求等の救済が認められている。
 - ウ：種類・品質・数量の契約不適合がある場合、買主には履行の追完請求権が認められる。
 - エ：民法562条は不動産を除外していない。
- 総合解説：種類・品質・数量の契約不適合がある場合、買主には履行の追完請求権が認められる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0094

1-4 契約各論・不法行為 > 売買・契約不適合 | 難易度：基礎

契約不適合があり、買主が修補による追完を請求した場合について、民法上正しいものはどれか。

- ア．買主が修補を請求した場合、売主はどのような事情があっても修補以外の方法を選べない。
- イ．追完方法は常に売主だけが自由に決定でき、買主は方法を請求できない。
- ウ．売主は、買主に著しく不相当な負担を課す方法であっても、最も安価なら自由に選べる。
- エ．売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法で追完することができる。

答え・解説

正答：エ

- ア：一定の場合には売主が買主の指定と異なる追完方法を選ぶことができる。
 - イ：買主が追完方法を請求できるのが原則である。
 - ウ：買主に不相当な負担を課さないことが要件である。
 - エ：追完方法は常に買主の指定に固定されるわけではなく、買主に不相当な負担を課さない範囲で売主が別の方法を選べる。
- 総合解説：追完方法は常に買主の指定に固定されるわけではなく、買主に不相当な負担を課さない範囲で売主が別の方法を選べる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0095

1-4 契約各論・不法行為 > 売買・契約不適合 | 難易度：標準

引渡し後、買主Aの誤った保管方法だけが原因で目的物が契約内容に適合しない状態となった。Aの追完請求について正しいものはどれか。

ア．不適合が買主の責めに帰すべき事由によるとき、買主はその不適合を理由として履行の追完を請求できない。

イ．買主の責めに帰すべき事由で不適合が生じても、買主は常に無条件で追完を請求できる。

ウ．買主に帰責事由がある場合、売買契約は当然に無効となる。

エ．買主に帰責事由がある場合、売主は必ず代金全額を返還しなければならない。

答え・解説

正答：ア

ア：契約不適合が買主自身の責めに帰すべき事由による場合、追完請求は認められない。

イ：買主に帰責事由がある場合は追完請求が制限される。

ウ：帰責事由があることから契約自体が当然無効になるわけではない。

エ：そのような一律の返還義務は定められていない。

総合解説：契約不適合が買主自身の責めに帰すべき事由による場合、追完請求は認められない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0096

1-4 契約各論・不法行為 > 売買・契約不適合 | 難易度：標準

契約不適合を理由とする買主の代金減額請求について、原則として正しいものはどれか。

ア．代金減額請求は、契約不適合を発見した瞬間に必ず無催告で行わなければならない。

イ．原則として、買主が相当の期間を定めて追完を催告し、その期間内に追完がないときに、不適合の程度に応じた代金減額を請求できる。

ウ．代金減額請求は、売主の故意が証明できる場合にしか認められない。

エ．代金減額請求は、裁判所の判決を得なければ意思表示できない。

答え・解説

正答：イ

ア：原則は相当期間を定めた追完催告を経る。

イ：代金減額請求は原則として追完の催告を経てから行う。ただし、法定の無催告事由がある場合は例外である。

ウ：売主の故意は一般的な要件ではない。

エ：民法は裁判上の請求に限定していない。

総合解説：代金減額請求は原則として追完の催告を経てから行う。ただし、法定の無催告事由がある場合は例外である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0097

1-4 契約各論・不法行為 > 売買・契約不適合 | 難易度：標準

買主Aに引き渡された設備に契約不適合があり、その設備は構造上修補も交換も不可能である。この場合の代金減額請求について正しいものはどれか。

- ア．追完が不能でも、買主は必ず一年間催告を続けなければ代金減額を請求できない。
- イ．売主が追完を明確に拒絶しても、代金減額請求は一切できない。
- ウ．履行の追完が不能であるときは、買主は追完の催告をせず直ちに代金減額を請求できる。
- エ．契約目的を達するため特定期日までの追完が不可欠でも、その期日を過ぎた後に必ず再度の催告が必要である。

答え・解説

正答：ウ

ア：追完不能は無催告で代金減額できる法定事由である。

イ：明確な追完拒絶も無催告減額の事由である。

ウ：追完不能、明確な追完拒絶、定期行為の時期徒過、催告しても追完見込みがないことが明らかな場合は無催告で減額請求できる。

エ：定期行為型では期日徒過後に無催告減額が認められ得る。

総合解説：追完不能、明確な追完拒絶、定期行為の時期徒過、催告しても追完見込みがないことが明らかな場合は無催告で減額請求できる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0098

1-4 契約各論・不法行為 > 売買・契約不適合 | 難易度：標準

契約不適合がある場合の買主の救済について、民法上正しいものはどれか。

- ア．買主が追完を一度請求すると、その後は解除も損害賠償も絶対にできない。
- イ．契約不適合では損害賠償制度は適用されず、代金減額だけが認められる。
- ウ．契約不適合を理由とする解除は、民法上いかなる場合も認められない。
- エ．追完請求や代金減額請求に関する規定は、要件を満たす損害賠償請求や契約解除の行使を妨げない。

答え・解説

正答：エ

ア：追完請求をしたことだけで他の救済が当然に排除されるわけではない。

イ：損害賠償請求も要件を満たせば可能である。

ウ：解除の一般規定の要件を満たせば解除も可能である。

エ：民法564条により、追完・減額の制度は債務不履行による損害賠償や解除の制度を排除しない。各制度の要件は別途満たす必要がある。

総合解説：民法564条により、追完・減額の制度は債務不履行による損害賠償や解除の制度を排除しない。各制度の要件は別途満たす必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0099

1-4 契約各論・不法行為 > 売買・契約不適合 | 難易度：標準

売主が買主に移転した権利が契約の内容に適合しない場合について、正しいものはどれか。

- ア．売主が移転した権利が契約内容に適合しない場合にも、追完・代金減額等に関する規定が準用される。
- イ．契約不適合責任は物理的な欠陥だけを対象とし、権利の不適合には適用されない。
- ウ．権利の一部が他人に属して移転できなくても、買主は一切の救済を受けられない。
- エ．権利の不適合があると、その売買は当然に無効となる。

答え・解説

正答：ア

ア：契約不適合責任は物の種類・品質・数量だけでなく、移転した権利が契約内容に適合しない場合にも準用される。

イ：権利の不適合にも562条から564条が準用される。

ウ：権利の不適合についても民法上の救済が予定されている。

エ：当然無効とする規定ではなく、担保責任の救済が問題となる。

総合解説：契約不適合責任は物の種類・品質・数量だけでなく、移転した権利が契約内容に適合しない場合にも準用される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0100

1-4 契約各論・不法行為 > 売買・契約不適合 | 難易度：標準

種類又は品質に関する契約不適合の通知期間について、民法上正しいものはどれか。

- ア．通知期間は、契約締結の日から一律に10日である。
- イ．種類又は品質の不適合について、原則として買主はその不適合を知った時から1年以内にその旨を売主へ通知する必要がある。
- ウ．種類・品質の不適合は、買主が知ってから5年以内なら通知不要である。
- エ．売主が引渡時に不適合を知っていた場合でも、買主が1年以内に通知しなければ必ず全ての権利を失う。

答え・解説

正答：イ

ア：民法566条の期間は契約締結日から10日ではない。

イ：種類・品質の不適合は「知った時から1年以内の通知」が原則。ただし、売主が引渡時に不適合を知り、又は重大な過失で知らなかった場合はこの制限が適用されない。

ウ：原則として知った時から1年以内の通知が必要である。

エ：売主が知っていた場合等には1年通知制限の例外がある。

総合解説：種類・品質の不適合は「知った時から1年以内の通知」が原則。ただし、売主が引渡時に不適合を知り、又は重大な過失で知らなかった場合はこの制限が適用されない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0101

1-4 契約各論・不法行為 > 売買・契約不適合 | 難易度：応用

特定の建物の売買で引渡しが完了した後、落雷という当事者双方に責任のない原因で建物が全焼した。この場合について正しいものはどれか。

ア．引渡し後に双方無帰責で滅失した場合でも、買主は当然に代金支払を全面拒絶できる。

イ．引渡し後の双方無帰責の滅失は、常に売主の債務不履行となる。

ウ．引渡し後に当事者双方の責めに帰せない事由で目的物が滅失した場合、買主はその滅失を理由に追完等を請求できず、代金支払も拒めない。

エ．引渡し後に双方無帰責で滅失すると、売買契約は初めから無効だったものとみなされる。

答え・解説

正答：ウ

ア：民法567条はこの場合に買主が代金支払を拒めないとする。

イ：双方に帰責事由がないため、当然に売主の債務不履行とはならない。

ウ：特定物の売買では、引渡し後の双方無帰責の滅失・損傷について危険が買主側へ移転し、買主はその事由を理由に追完・減額・損害賠償・解除をすることができず、代金支払を拒めない。

エ：契約が遡って無効になる規定ではない。

総合解説：特定物の売買では、引渡し後の双方無帰責の滅失・損傷について危険が買主側へ移転し、買主はその事由を理由に追完・減額・損害賠償・解除をすることができず、代金支払を拒めない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0102

1-4 契約各論・不法行為 > 売買・契約不適合 | 難易度：応用

売買契約に「売主は契約不適合に関する担保責任を負わない」との特約がある場合について、民法上正しいものはどれか。

ア．「担保責任を一切負わない」と定めれば、売主が故意に隠した不適合についても必ず免責される。

イ．担保責任を免除する特約は、民法上どのような場合も無効である。

ウ．売主が自ら第三者のために設定した権利についても、免責特約があれば必ず責任を免れる。

エ．売主が不適合を知らずながら買主に告げなかった事実については、担保責任を負わない旨の特約があっても、売主は責任を免れない。

答え・解説

正答：エ

ア：知らずながら告げなかった事実について売主は免責されない。

イ：任意規定の範囲で免責特約自体は可能である。

ウ：自ら第三者のために設定・譲渡した権利も免責できない。

エ：担保責任免除特約は一定範囲で可能だが、売主が知らずながら告げなかった事実や、自ら第三者のために設定・譲渡した権利については免責されない。

総合解説：担保責任免除特約は一定範囲で可能だが、売主が知らずながら告げなかった事実や、自ら第三者のために設定・譲渡した権利については免責されない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0103

1-4 契約各論・不法行為 > 賃貸借・請負 | 難易度：基礎

民法上の賃貸借について、正しいものはどれか。

- ア．賃貸借は、賃貸人が物の使用・収益をさせ、賃借人が賃料を支払い、終了時に返還することを約する契約である。
- イ．賃貸借は必ず無償でなければならない。
- ウ．賃貸借は物の所有権を賃借人へ移転する契約である。
- エ．賃貸借は目的物を返還する義務を予定していない。

答え・解説

正答：ア

- ア：現行民法601条は、使用収益、賃料支払、終了時の返還を賃貸借の基本内容として定める。
 - イ：賃貸借は賃料の支払を伴う契約である。
 - ウ：所有権移転ではなく使用・収益させる契約である。
 - エ：契約終了時の返還が基本内容に含まれる。
- 総合解説：現行民法601条は、使用収益、賃料支払、終了時の返還を賃貸借の基本内容として定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0104

1-4 契約各論・不法行為 > 賃貸借・請負 | 難易度：基礎

賃貸住宅の設備が故障し、その修繕が通常の使用・収益に必要である場合の民法上の原則として正しいものはどれか。

- ア．必要な修繕は、原因を問わず常に賃借人だけが負担する。
- イ．賃貸物の使用・収益に必要な修繕は、原則として賃貸人がする義務を負う。
- ウ．賃貸人は、賃借人が修繕を求めても一切修繕義務を負わない。
- エ．修繕義務は賃貸借契約終了後にしか発生しない。

答え・解説

正答：イ

- ア：原則として必要な修繕義務は賃貸人にある。
 - イ：賃貸人は使用・収益に必要な修繕義務を負う。ただし、修繕が必要になった原因が賃借人の責めに帰すべき事由による場合は例外となる。
 - ウ：民法606条は賃貸人の修繕義務を定める。
 - エ：使用・収益に必要な修繕は賃貸借存続中に問題となる。
- 総合解説：賃貸人は使用・収益に必要な修繕義務を負う。ただし、修繕が必要になった原因が賃借人の責めに帰すべき事由による場合は例外となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0105

1-4 契約各論・不法行為＞賃貸借・請負 | 難易度：標準

賃借物に必要な修繕が生じた場合に、賃借人が自ら修繕できる場合について正しいものはどれか。

- ア．賃借人は、どんな場合でも賃貸人の書面による許可がなければ修繕できない。
- イ．賃貸人が直ちに適切な修繕をしていても、賃借人は同じ箇所を自由に再修繕し費用を請求できる。
- ウ．賃借人が修繕の必要を賃貸人に通知し、又は賃貸人がそれを知ったのに相当期間内に必要な修繕をしないとき、賃借人は修繕できる。
- エ．急迫の事情がある場合でも、賃借人は必ず裁判所の許可を得なければ修繕できない。

答え・解説

正答：ウ

ア：民法607条の2は一定の場合に賃借人自身の修繕を認める。

イ：賃借人による修繕権は無制限ではない。

ウ：賃借人は、通知等の後に賃貸人が相当期間内に必要な修繕をしない場合、または急迫の事情がある場合、自ら修繕できる。

エ：急迫の事情がある場合は裁判所許可を要件としていない。

総合解説：賃借人は、通知等の後に賃貸人が相当期間内に必要な修繕をしない場合、または急迫の事情がある場合、自ら修繕できる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0106

1-4 契約各論・不法行為＞賃貸借・請負 | 難易度：標準

賃貸住宅の一室が、賃借人に責任のない漏水事故によって使用できなくなった。この場合の賃料について正しいものはどれか。

- ア．一部が使用不能になっても、賃料は絶対に減額されない。
- イ．賃借人の故意で一部を使用不能にした場合でも、当然に賃料が減額される。
- ウ．一部使用不能では、賃貸借契約は必ず初めから無効となる。
- エ．賃借人の責めに帰すことができない事由で一部が使用・収益できなくなったとき、賃料はその割合に応じて減額される。

答え・解説

正答：エ

ア：要件を満たせば賃料は割合に応じて減額される。

イ：賃借人の責めに帰すべき事由がないことが要件である。

ウ：一部使用不能が直ちに契約の遡及的無効を意味するわけではない。

エ：現行民法では、賃借人に帰責事由がない一部使用不能の場合、賃料は使用・収益不能部分の割合に応じて当然に減額される。

総合解説：現行民法では、賃借人に帰責事由がない一部使用不能の場合、賃料は使用・収益不能部分の割合に応じて当然に減額される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0107

1-4 契約各論・不法行為 > 賃貸借・請負 | 難易度：標準

賃借権の譲渡・転貸について、民法上の原則として正しいものはどれか。

ア．賃借人は原則として賃貸人の承諾なく賃借権を譲渡又は転貸できず、違反して第三者に使用・収益させたときは賃貸人は契約を解除できる。

イ．賃借人は、賃貸人に一切知らせず自由に賃借権を譲渡できる。

ウ．無断転貸があっても、民法上、賃貸人には解除権は一切認められない。

エ．賃貸人の承諾がある転貸でも、常に違法となり無効である。

答え・解説

正答：ア

ア：民法612条は、賃貸人の承諾のない賃借権譲渡・転貸を制限し、違反して第三者に使用収益させた場合の解除権を定める。

イ：原則として賃貸人の承諾が必要である。

ウ：民法612条2項は解除権を定める。

エ：承諾を得た転貸は民法612条の禁止に反しない。

総合解説：民法612条は、賃貸人の承諾のない賃借権譲渡・転貸を制限し、違反して第三者に使用収益させた場合の解除権を定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0108

1-4 契約各論・不法行為 > 賃貸借・請負 | 難易度：標準

敷金について、民法上正しいものはどれか。

ア．敷金は賃貸借終了時に未払賃料があっても必ず全額返還しなければならない。

イ．賃貸借が終了し賃貸物が返還されたとき、賃貸人は敷金から賃貸借に基づく未払債務を控除した残額を返還する。

ウ．賃借人は賃貸借中いつでも、賃貸人に対して敷金を未払賃料に充てるよう請求できる。

エ．敷金は礼金と同じく、契約終了後も返還される余地がない金銭である。

答え・解説

正答：イ

ア：未払債務を控除した残額を返還する。

イ：敷金は賃借人の賃貸借上の金銭債務を担保する。終了・返還後等に未払債務を控除した残額を返還し、賃借人から一方的に「敷金を家賃に充てよ」と請求することはできない。

ウ：賃借人から敷金充当を請求することはできない。

エ：敷金は担保目的の金銭であり、要件を満たせば残額返還義務が生じる。

総合解説：敷金は賃借人の賃貸借上の金銭債務を担保する。終了・返還後等に未払債務を控除した残額を返還し、賃借人から一方的に「敷金を家賃に充てよ」と請求することはできない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0109

1-4 契約各論・不法行為＞賃貸借・請負 | 難易度：応用

注文者Aが建物の改修工事をBに請け負わせたが、工事完成前に自己都合で契約を終了させたい。民法上正しいものはどれか。

- ア．仕事完成前であっても、注文者は請負人に債務不履行がない限り絶対に解除できない。
- イ．注文者が完成前に解除するときは、請負人に生じる損害を一切賠償しなくてよい。
- ウ．請負人が仕事を完成しない間は、注文者は損害を賠償して請負契約を解除できる。
- エ．請負契約は、請負人が物を引き渡すことだけを目的とし、仕事の完成は要素ではない。

答え・解説

正答：ウ

ア：民法641条は注文者に損害賠償を条件とする任意解除を認める。

イ：完成前任意解除には損害賠償が必要である。

ウ：請負は仕事完成を目的とする契約だが、仕事完成前であれば注文者はいつでも損害を賠償して解除できる。

エ：請負は仕事を完成することを約する契約である。

総合解説：請負は仕事完成を目的とする契約だが、仕事完成前であれば注文者はいつでも損害を賠償して解除できる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0110

1-4 契約各論・不法行為＞賃貸借・請負 | 難易度：応用

注文者Aの指図が不適切だったため仕事の目的物に契約不適合が生じた場合について、民法上正しいものはどれか。

- ア．注文者の不適切な指図だけが原因でも、請負人は常に無条件で全責任を負う。
- イ．請負人が指図の不適当さを知りながら黙っていても、常に責任を免れる。
- ウ．請負の契約不適合については、民法上、追完・減額・損害賠償・解除という救済は一切存在しない。
- エ．不適合が注文者の供した材料又は指図によって生じた場合、原則として注文者はその不適合を理由とする追完等を請求できないが、請負人が不適当と知りながら告げなかったときは例外である。

答え・解説

正答：エ

ア：注文者の材料・指図に起因する不適合では原則として責任が制限される。

イ：知りながら告げなかった請負人は例外として責任を免れない。

ウ：請負でも契約不適合に対する救済が予定されている。

エ：注文者由来の材料・指図が原因なら請負人の担保責任は原則制限される。ただし請負人が不適当であることを知りながら告げなかった場合は保護されない。

総合解説：注文者由来の材料・指図が原因なら請負人の担保責任は原則制限される。ただし請負人が不適当であることを知りながら告げなかった場合は保護されない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0111

1-4 契約各論・不法行為 > 不法行為・不当利得 | 難易度：基礎

一般不法行為に関する民法709条の説明として正しいものはどれか。

ア．故意又は過失により他人の権利又は法律上保護される利益を侵害し、これによって損害を生じさせた者は賠償責任を負う。

イ．不法行為責任は、故意がある場合に限り成立し、過失では成立しない。

ウ．契約関係のない者同士では、不法行為責任は一切成立しない。

エ．他人に損害が生じなくても、常に一定額の損害賠償義務が発生する。

答え・解説

正答：ア

ア：民法709条は、故意・過失、権利又は法律上保護される利益の侵害、損害、因果関係を基本とする一般不法行為責任を定める。

イ：過失による侵害でも成立し得る。

ウ：不法行為責任は契約関係の有無を問わず成立し得る。

エ：損害の発生等が必要であり、常に定額の義務が生じるわけではない。

総合解説：民法709条は、故意・過失、権利又は法律上保護される利益の侵害、損害、因果関係を基本とする一般不法行為責任を定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0112

1-4 契約各論・不法行為 > 不法行為・不当利得 | 難易度：基礎

不法行為による財産以外の損害の賠償について、正しいものはどれか。

ア．精神的損害は、民法上いかなる場合も損害賠償の対象にならない。

イ．不法行為により身体、自由、名誉又は財産権を侵害した場合、財産以外の損害も賠償の対象となり得る。

ウ．生命侵害があっても、被害者の父母・配偶者・子には非財産的損害の賠償は認められない。

エ．財産権侵害では、非財産的損害を賠償する余地は法律上全くない。

答え・解説

正答：イ

ア：財産以外の損害も賠償対象となり得る。

イ：民法710条は財産以外の損害の賠償を認めており、財産権侵害の場合も非財産的損害が賠償対象となる余地がある。

ウ：民法711条は近親者について損害賠償を認める。

エ：民法710条は財産権侵害を含め財産以外の損害の賠償を予定する。

総合解説：民法710条は財産以外の損害の賠償を認めており、財産権侵害の場合も非財産的損害が賠償対象となる余地がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0113

1-4 契約各論・不法行為 > 不法行為・不当利得 | 難易度：基礎

未成年者Aが他人に損害を与えた場合の不法行為責任について、正しいものはどれか。

- ア．未成年者は18歳未満である限り、責任能力の有無を問わず常に不法行為責任を負う。
- イ．未成年者は年齢を問わず、いかなる場合も不法行為責任を負わない。
- ウ．未成年者が自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったとき、その未成年者は賠償責任を負わず、一定の場合に監督義務者が責任を負う。
- エ．責任無能力者が損害を与えた場合でも、監督義務者が責任を負う余地は一切ない。

答え・解説

正答：ウ

ア：責任能力を欠く未成年者は本人責任を負わない。

イ：責任能力を備えていれば未成年者でも責任を負い得る。

ウ：不法行為の責任能力は年齢だけで一律に決まるのではなく、自己の行為の責任を弁識する知能の有無で判断する。責任無能力者については監督義務者責任が問題となる。

エ：民法714条により監督義務者等が責任を負う場合がある。

総合解説：不法行為の責任能力は年齢だけで一律に決まるのではなく、自己の行為の責任を弁識する知能の有無で判断する。責任無能力者については監督義務者責任が問題となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0114

1-4 契約各論・不法行為 > 不法行為・不当利得 | 難易度：標準

会社員Bが会社の業務の執行中、過失により第三者Cに損害を与えた場合の使用者責任について正しいものはどれか。

- ア．被用者が事業の執行について第三者に損害を与えても、使用者は法律上絶対に責任を負わない。
- イ．使用者が責任を負った場合、被用者本人はどのような場合も責任を負わず、使用者からの求償も禁止される。
- ウ．使用者責任は、被用者の私生活上の全ての行為について無条件に成立する。
- エ．被用者が事業の執行について第三者に損害を与えた場合、使用者は原則として賠償責任を負い、使用者から被用者への求償が常に禁止されるわけではない。

答え・解説

正答：エ

ア：使用者責任が成立する場合がある。

イ：使用者責任は被用者本人の責任を当然に消滅させず、求償も一律禁止ではない。

ウ：事業の執行についての行為であることなどが必要である。

エ：民法715条は使用者責任を定めるとともに、使用者・監督者から被用者への求償権の行使を妨げないとしている。

総合解説：民法715条は使用者責任を定めるとともに、使用者・監督者から被用者への求償権の行使を妨げないとしている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0115

1-4 契約各論・不法行為 > 不法行為・不当利得 | 難易度：標準

請負人が工作中に第三者へ損害を与えた場合の注文者の責任について、民法上正しいものはどれか。

ア．注文者は、請負人がその仕事について第三者に与えた損害について原則として責任を負わないが、注文又は指図について注文者に過失があるときは責任を負い得る。

イ．注文者は、請負人の不法行為について常に無過失で責任を負う。

ウ．注文者の注文・指図に重大な過失があっても、注文者は絶対に責任を負わない。

エ．請負人が第三者に損害を与えると、注文者だけが責任を負い、請負人は一切責任を負わない。

答え・解説

正答：ア

ア：請負は使用関係と異なるため注文者は原則免責されるが、注文・指図自体に過失がある場合は例外となる。

イ：民法716条は注文者責任を原則否定する。

ウ：注文・指図について過失がある場合は例外である。

エ：請負人自身の不法行為責任が排除されるわけではない。

総合解説：請負は使用関係と異なるため注文者は原則免責されるが、注文・指図自体に過失がある場合は例外となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0116

1-4 契約各論・不法行為 > 不法行為・不当利得 | 難易度：標準

賃貸建物の外壁の保存に瑕疵があり、落下物で通行人が負傷した。土地工作物責任に関する民法上の原則として正しいものはどれか。

ア．工作物の所有者は、占有者が必要な注意を尽くした場合でも一切責任を負わない。

イ．土地の工作物の設置・保存の瑕疵で損害が生じたとき、まず占有者が責任を負うが、占有者が必要な注意をしたときは所有者が責任を負う。

ウ．工作物の瑕疵による責任は、常に近隣自治体だけが負う。

エ．占有者が必要な注意をしたかどうかに関係なく、占有者だけが最終的に全責任を負い、所有者は責任を負わない。

答え・解説

正答：イ

ア：占有者が免責される場合は所有者が責任を負う。

イ：工作物責任では占有者が第一順位で責任を負い、占有者が損害防止に必要な注意をしたときは所有者が責任を負う。

ウ：民法717条は占有者・所有者の責任を定める。

エ：占有者が必要な注意をした場合は所有者責任へ移る。

総合解説：工作物責任では占有者が第一順位で責任を負い、占有者が損害防止に必要な注意をしたときは所有者が責任を負う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0117

1-4 契約各論・不法行為 > 不法行為・不当利得 | 難易度：標準

共同不法行為について、民法上正しいものはどれか。

ア．共同不法行為では、被害者は各加害者に損害額を均等分割した額しか請求できない。

イ．共同不法行為の教唆者や幫助者は、民法上いかなる責任も負わない。

ウ．数人が共同の不法行為によって他人に損害を与えたときは、各自が連帯して損害を賠償する責任を負う。

エ．複数人が共同で不法行為をしても、責任を負うのは最年長者一人だけである。

答え・解説

正答：ウ

ア：各自が連帯して賠償責任を負う。

イ：教唆者・幫助者も共同不法行為者とみなされる。

ウ：共同不法行為が成立すれば、共同不法行為者は各自連帯して賠償責任を負う。教唆者・幫助者も共同不法行為者とみなされる。

エ：そのような年齢による単独責任のルールはない。

総合解説：共同不法行為が成立すれば、共同不法行為者は各自連帯して賠償責任を負う。教唆者・幫助者も共同不法行為者とみなされる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0118

1-4 契約各論・不法行為 > 不法行為・不当利得 | 難易度：標準

不法行為による損害賠償請求権の期間制限について、正しいものはどれか。

ア．一般の不法行為の損害賠償請求権は、損害と加害者を知った時から一律20年間行使できる。

イ．不法行為の時から何年経過しても、被害者が知らなければ請求権は永久に消滅しない。

ウ．生命・身体侵害の場合も、主観的期間は必ず3年であり例外はない。

エ．一般の不法行為では、原則として損害及び加害者を知った時から3年間行使しないと時効消滅し、不法行為の時から20年を経過したときも同様である。

答え・解説

正答：エ

ア：一般の主観的期間は3年である。

イ：不法行為時から20年という客観的期間がある。

ウ：生命・身体侵害の主観的期間は5年に伸長される。

エ：民法724条は主観的3年・客観的20年を定める。人の生命又は身体を害する不法行為の主観的期間は724条の2により5年となる。

総合解説：民法724条は主観的3年・客観的20年を定める。人の生命又は身体を害する不法行為の主観的期間は724条の2により5年となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0119

1-4 契約各論・不法行為 > 不法行為・不当利得 | 難易度：応用

不当利得の返還義務について、民法上正しいものはどれか。

ア．法律上の原因なく利益を受け、そのため他人に損失を及ぼした善意の受益者は、利益が現に存する限度で返還義務を負う。

イ．善意の受益者も、受けた利益の有無にかかわらず必ず無制限に全額返還する。

ウ．法律上の原因が明確にある受益でも、必ず不当利得として返還しなければならない。

エ．不当利得は、受益者に故意の不法行為が成立する場合にしか認められない。

答え・解説

正答：ア

ア：民法703条の不当利得では、法律上の原因のない受益と損失等がある場合、善意受益者は現存利益の限度で返還する。

イ：善意受益者の返還範囲は現存利益の限度である。

ウ：法律上の原因がないことが不当利得の基本要件である。

エ：不当利得は不法行為とは別制度で、故意は一般的な成立要件ではない。

総合解説：民法703条の不当利得では、法律上の原因のない受益と損失等がある場合、善意受益者は現存利益の限度で返還する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0120

1-4 契約各論・不法行為 > 不法行為・不当利得 | 難易度：応用

不当利得と不法原因給付について、民法上正しいものはどれか。

ア．悪意の受益者も善意受益者と全く同じで、利息や追加損害について責任を負わない。

イ．悪意の受益者は利益に利息を付して返還し、なお損害があれば賠償責任を負う一方、不法原因給付は原則として給付者から返還請求できない。

ウ．不法な原因のために給付した者は、どのような場合でも必ず返還請求できる。

エ．不法な原因が受益者についてのみ存在する場合でも、給付者は絶対に返還請求できない。

答え・解説

正答：イ

ア：悪意受益者は利息付き返還に加え、なお損害があれば賠償責任を負う。

イ：悪意受益者の返還責任は加重される。また、不法な原因のための給付は原則返還請求できないが、不法な原因が受益者についてのみ存在する場合は例外である。

ウ：不法原因給付は原則として返還請求できない。

エ：不法原因が受益者についてのみ存在する場合は708条ただし書の例外がある。

総合解説：悪意受益者の返還責任は加重される。また、不法な原因のための給付は原則返還請求できないが、不法な原因が受益者についてのみ存在する場合は例外である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0121

1-5 相続 > 相続人・相続分 | 難易度：基礎

相続の開始と一般的効力について、民法上正しいものはどれか。

- ア．相続は遺産分割協議が成立した時に初めて開始する。
- イ．相続人は被相続人の財産上の権利だけを承継し、債務は一切承継しない。
- ウ．相続は死亡によって開始し、相続人は被相続人の財産に属した一切の権利義務を原則として承継する。
- エ．被相続人の一身に専属した権利も必ず相続される。

答え・解説

正答：ウ

- ア：相続開始時は被相続人の死亡時である。
- イ：原則として財産上の義務も承継する。
- ウ：相続は被相続人の死亡によって開始し、一身専属権を除き、相続人は権利義務を包括的に承継する。
- エ：一身専属権は一般承継の対象から除かれる。
- 総合解説：相続は被相続人の死亡によって開始し、一身専属権を除き、相続人は権利義務を包括的に承継する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0122

1-5 相続 > 相続人・相続分 | 難易度：基礎

被相続人Aの死亡時、Aの子Bの配偶者が妊娠中であった。胎児の相続上の扱いについて正しいものはどれか。

- ア．胎児は出生前であるため、相続について一切保護されない。
- イ．胎児は死体で生まれた場合でも、必ず相続人となる。
- ウ．胎児は相続人になれるが、相続分は他の子の半分に固定される。
- エ．胎児は相続について既に生まれたものとみなされるが、死体で生まれたときはこの扱いを受けない。

答え・解説

正答：エ

- ア：民法886条は相続について胎児を既に生まれたものとみなす。
- イ：死体で生まれた場合は「既に生まれたものとみなす」規定は適用されない。
- ウ：胎児であることを理由に法定相続分を半分とする規定はない。
- エ：相続について胎児は既に出生したものとみなされるため、出生を条件に相続権を保護される。死産の場合は適用されない。
- 総合解説：相続について胎児は既に出生したものとみなされるため、出生を条件に相続権を保護される。死産の場合は適用されない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0123

1-5 相続 > 相続人・相続分 | 難易度：基礎

被相続人の配偶者の法定相続権について、正しいものはどれか。

ア．被相続人の配偶者は常に相続人となり、子・直系尊属・兄弟姉妹のうち相続人となる者がいればその者と同順位で相続する。

イ．配偶者は、被相続人に子がいる場合には相続人になれない。

ウ．配偶者は、被相続人に兄弟姉妹がいる場合には必ず相続権を失う。

エ．配偶者は、遺言がない場合には相続人になれない。

答え・解説

正答：ア

ア：法律上の配偶者は常に相続人であり、血族相続人と共同相続する場合がある。

イ：配偶者は子と共同して相続人となる。

ウ：兄弟姉妹が相続人となる場合でも配偶者は共同相続人となる。

エ：配偶者の法定相続権は遺言の有無を成立要件としない。

総合解説：法律上の配偶者は常に相続人であり、血族相続人と共同相続する場合がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0124

1-5 相続 > 相続人・相続分 | 難易度：基礎

血族相続人の順位について、正しいものはどれか。

ア．兄弟姉妹が第一順位で、子は第三順位である。

イ．子が第一順位で、子がないときは直系尊属が第二順位、さらにそれもないときは兄弟姉妹が第三順位となる。

ウ．直系尊属と子は常に同順位で相続する。

エ．子がない場合は直ちに兄弟姉妹が相続し、直系尊属は相続人にならない。

答え・解説

正答：イ

ア：第一順位は子である。

イ：血族相続人は、子→直系尊属→兄弟姉妹の順で順位が定められている。配偶者はこれらとは別に常に相続人となる。

ウ：子がいれば直系尊属は原則として相続人にならない。

エ：子がない場合、兄弟姉妹より先に直系尊属が相続人となる。

総合解説：血族相続人は、子→直系尊属→兄弟姉妹の順で順位が定められている。配偶者はこれらとは別に常に相続人となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0125

1-5 相続 > 相続人・相続分 | 難易度：標準

被相続人Aの子Bに子Cがいる場合の代襲相続について、正しいものはどれか。

- ア．被相続人の子が相続放棄すると、その子の子は必ず代襲相続人となる。
- イ．被相続人の子が相続開始前に死亡しても、孫が代襲相続することはない。
- ウ．被相続人の子が相続開始前に死亡した場合はその子が代襲し得るが、被相続人の子が相続放棄をしただけの場合、その子を代襲する相続は生じない。
- エ．代襲相続は、被相続人の配偶者についてのみ認められる制度である。

答え・解説

正答：ウ

ア：相続放棄は代襲原因ではない。

イ：一定の要件の下で孫が代襲相続する。

ウ：代襲原因は相続開始前死亡、欠格、廃除であり、相続放棄は含まれない。放棄者は初めから相続人でなかったものとみなされるため、その子に代襲相続は発生しない。

エ：代襲相続は子の系統や兄弟姉妹の子について問題となる。

総合解説：代襲原因は相続開始前死亡、欠格、廃除であり、相続放棄は含まれない。放棄者は初めから相続人でなかったものとみなされるため、その子に代襲相続は発生しない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0126

1-5 相続 > 相続人・相続分 | 難易度：標準

被相続人Aに子も直系尊属もなく、兄BはAより先に死亡していた。Bには子Cと、Cの子Dがいる。兄弟姉妹の代襲相続について正しいものはどれか。

- ア．兄弟姉妹については、甥・姪だけでなくその子、孫へ無制限に再代襲する。
- イ．兄弟姉妹が先に死亡している場合でも、その子が代襲相続することは一切ない。
- ウ．兄弟姉妹の代襲相続は、配偶者の同意がなければ成立しない。
- エ．兄弟姉妹が相続開始前に死亡している場合、その兄弟姉妹の子は代襲相続人となり得るが、兄弟姉妹について再代襲は認められない。

答え・解説

正答：エ

ア：兄弟姉妹の代襲は一代限りで、再代襲はない。

イ：兄弟姉妹の子には代襲相続が認められる。

ウ：配偶者の同意は代襲相続の要件ではない。

エ：兄弟姉妹については887条2項が準用されるため甥・姪まで代襲できるが、887条3項は準用されないため、その先の再代襲はない。

総合解説：兄弟姉妹については887条2項が準用されるため甥・姪まで代襲できるが、887条3項は準用されないため、その先の再代襲はない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0127

1-5 相続 > 相続人・相続分 | 難易度：標準

被相続人Aの相続人が配偶者Bと子C・Dの2人である場合、法定相続分として正しいものはどれか。

- ア．配偶者が2分の1、子全体が2分の1であり、子が2人なら各子の相続分は4分の1ずつとなる。
- イ．配偶者が3分の2、子2人が各6分の1となる。
- ウ．配偶者が4分の3、子2人が各8分の1となる。
- エ．配偶者・子2人がそれぞれ3分の1ずつとなる。

答え・解説

正答：ア

ア：配偶者と子が相続人の場合、配偶者 $1/2$ ・子全体 $1/2$ 。子が複数なら子の間で原則均等に分ける。
イ：配偶者と子の組合せは配偶者 $1/2$ ・子全体 $1/2$ である。
ウ：4分の3は配偶者と兄弟姉妹の組合せでの配偶者分である。
エ：法定相続分は単純な人数割りではない。
総合解説：配偶者と子が相続人の場合、配偶者 $1/2$ ・子全体 $1/2$ 。子が複数なら子の間で原則均等に分ける。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0128

1-5 相続 > 相続人・相続分 | 難易度：標準

被相続人Aに子がおらず、相続人が配偶者Bと母Cである場合の法定相続分について正しいものはどれか。

- ア．配偶者と直系尊属は各2分の1である。
- イ．配偶者の法定相続分は3分の2、直系尊属全体の法定相続分は3分の1である。
- ウ．配偶者は4分の3、直系尊属は4分の1である。
- エ．配偶者は3分の1、直系尊属は3分の2である。

答え・解説

正答：イ

ア：各2分の1となるのは配偶者と子の組合せ。
イ：配偶者と直系尊属が共同相続人の場合、配偶者 $2/3$ 、直系尊属 $1/3$ となる。
ウ：4分の3・4分の1は配偶者と兄弟姉妹の組合せ。
エ：割合が逆である。
総合解説：配偶者と直系尊属が共同相続人の場合、配偶者 $2/3$ 、直系尊属 $1/3$ となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0129

1-5 相続 > 相続人・相続分 | 難易度：標準

被相続人Aに子も直系尊属もなく、相続人が配偶者Bと兄Cである場合の法定相続分について正しいものはどれか。

- ア．配偶者と兄弟姉妹は各2分の1である。
- イ．配偶者は3分の2、兄弟姉妹は3分の1である。
- ウ．配偶者の法定相続分は4分の3、兄弟姉妹全体の法定相続分は4分の1である。
- エ．配偶者は4分の1、兄弟姉妹は4分の3である。

答え・解説

正答：ウ

ア：配偶者と兄弟姉妹の法定割合は $\frac{3}{4}$ と $\frac{1}{4}$ 。
イ：3分の2・3分の1は配偶者と直系尊属の組合せ。
ウ：配偶者と兄弟姉妹が共同相続人の場合、配偶者 $\frac{3}{4}$ 、兄弟姉妹全体 $\frac{1}{4}$ となる。
エ：割合が逆である。
総合解説：配偶者と兄弟姉妹が共同相続人の場合、配偶者 $\frac{3}{4}$ 、兄弟姉妹全体 $\frac{1}{4}$ となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0130

1-5 相続 > 相続人・相続分 | 難易度：標準

兄弟姉妹が共同相続人となる場合に、父母の一方だけを同じくする兄弟姉妹の法定相続分について正しいものはどれか。

- ア．半血兄弟姉妹と全血兄弟姉妹の相続分は常に完全に同じである。
- イ．半血兄弟姉妹は、兄弟姉妹として相続人になること自体ができない。
- ウ．半血兄弟姉妹の相続分は、全血兄弟姉妹の2倍である。
- エ．父母の一方だけを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1である。

答え・解説

正答：エ

ア：民法900条4号ただし書により半血兄弟姉妹は半分。
イ：半血兄弟姉妹も相続人になり得る。
ウ：規定は逆で、半血は全血の2分の1。
エ：兄弟姉妹間の法定相続分は原則均等だが、半血兄弟姉妹は全血兄弟姉妹の2分の1となる。
総合解説：兄弟姉妹間の法定相続分は原則均等だが、半血兄弟姉妹は全血兄弟姉妹の2分の1となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0131

1-5 相続 > 相続人・相続分 | 難易度：応用

共同相続人の特別受益について、民法上正しいものはどれか。

ア．共同相続人の一人が被相続人から遺贈を受け、又は婚姻・養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた場合、特別受益として具体的相続分の調整対象となり得る。

イ．被相続人から生前に受けた贈与は、目的を問わず一切相続分の計算に影響しない。

ウ．特別受益の制度は共同相続人以外の第三者だけを対象とする。

エ．遺贈は特別受益になり得ず、生前贈与だけが対象である。

答え・解説

正答：ア

ア：民法903条は共同相続人間の公平を図るため、一定の遺贈・贈与を特別受益として具体的相続分の計算に反映する。

イ：婚姻・養子縁組・生計の資本等としての贈与は特別受益となり得る。

ウ：共同相続人の受けた一定の遺贈・贈与が対象となる。

エ：共同相続人への遺贈も特別受益の対象となる。

総合解説：民法903条は共同相続人間の公平を図るため、一定の遺贈・贈与を特別受益として具体的相続分の計算に反映する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0132

1-5 相続 > 相続人・相続分 | 難易度：応用

共同相続人の寄与分について、民法上正しいものはどれか。

ア．寄与分は、被相続人と面識のない者であれば誰でも当然に法定相続分として取得できる。

イ．共同相続人の中に、被相続人の事業への労務提供や療養看護などにより財産の維持・増加へ特別の寄与をした者がいるとき、その寄与分を考慮して具体的相続分を調整できる。

ウ．共同相続人が被相続人の療養看護に特別に尽くしても、相続分には一切考慮できない。

エ．寄与分が認められると、他の共同相続人は当然に相続人の地位を失う。

答え・解説

正答：イ

ア：民法904条の2の寄与分は共同相続人を前提とする。

イ：寄与分は共同相続人の特別の寄与を具体的相続分に反映させる制度であり、通常の扶養行為を超える特別の寄与と財産の維持・増加への貢献が問題となる。

ウ：特別の寄与として寄与分の対象となり得る。

エ：寄与分は具体的相続分を調整する制度で、他の相続人の地位を当然に失わせない。

総合解説：寄与分は共同相続人の特別の寄与を具体的相続分に反映させる制度であり、通常の扶養行為を超える特別の寄与と財産の維持・増加への貢献が問題となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0133

1-5 相続 > 承認・放棄 | 難易度：基礎

相続の承認・放棄を選択する熟慮期間について、民法上正しいものはどれか。

ア．熟慮期間は、被相続人の死亡日から一律10日である。

イ．相続放棄は、相続開始を知った時から必ず1年以内であれば自由にできる。

ウ．相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から原則3か月以内に、単純承認・限定承認又は相続放棄をしなければならない。

エ．熟慮期間は法律上いかなる場合も伸長できない。

答え・解説

正答：ウ

ア：原則として自己のために相続開始があったことを知った時から3か月。

イ：原則の熟慮期間は3か月である。

ウ：相続の熟慮期間は原則3か月。利害関係人又は検察官の請求により家庭裁判所が伸長できる。

エ：家庭裁判所による期間伸長が可能である。

総合解説：相続の熟慮期間は原則3か月。利害関係人又は検察官の請求により家庭裁判所が伸長できる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0134

1-5 相続 > 承認・放棄 | 難易度：基礎

相続人Aが未成年者である場合の熟慮期間の起算点について、2026年4月1日現在の民法上正しいものはどれか。

ア．未成年者の場合も、本人が生まれた日から3か月で熟慮期間が満了する。

イ．未成年者には熟慮期間が存在せず、成人するまでいつでも放棄できる。

ウ．法定代理人が相続開始を知っても、熟慮期間は被相続人の死亡から必ず10年後に開始する。

エ．相続人が未成年者又は成年被後見人であるとき、熟慮期間は法定代理人がその者のために相続の開始があったことを知った時から起算する。

答え・解説

正答：エ

ア：法定代理人が相続開始を知った時から起算する。

イ：未成年者にも熟慮期間があり、起算点に特則がある。

ウ：そのような10年後開始の規定はない。

エ：未成年者・成年被後見人については本人ではなく法定代理人の知った時が起算点となる。令和8年度宅建の法令基準日は2026年4月1日であり、この時点の規定に基づく。

総合解説：未成年者・成年被後見人については本人ではなく法定代理人の知った時が起算点となる。令和8年度宅建の法令基準日は2026年4月1日であり、この時点の規定に基づく。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0135

1-5 相続 > 承認・放棄 | 難易度：標準

単純承認の効力について、民法上正しいものはどれか。

- ア．相続人が単純承認をすると、被相続人の権利義務を無限に承継する。
- イ．単純承認をしても、被相続人の債務は一切承継しない。
- ウ．単純承認は、相続財産の価額を限度としてのみ債務を弁済する制度である。
- エ．単純承認をすると、相続人は初めから相続人でなかったものとみなされる。

答え・解説

正答：ア

ア：単純承認では、相続財産の範囲に限定せず被相続人の権利義務を承継するため、相続債務が相続財産を超える場合にも負担が及び得る。

イ：単純承認では債務を含む権利義務を原則承継する。

ウ：それは限定承認の説明。

エ：それは相続放棄の効果。

総合解説：単純承認では、相続財産の範囲に限定せず被相続人の権利義務を承継するため、相続債務が相続財産を超える場合にも負担が及び得る。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0136

1-5 相続 > 承認・放棄 | 難易度：標準

法定単純承認について、民法上正しいものはどれか。

- ア．相続財産を自由に売却しても、相続放棄には一切影響しない。
- イ．相続人が相続財産の全部又は一部を処分した場合は、保存行為等の例外を除き、単純承認をしたものとみなされる。
- ウ．相続人が熟慮期間内に何もしなくても、自動的に限定承認になる。
- エ．相続放棄後に相続財産を隠匿しても、どのような場合も法定単純承認の問題は生じない。

答え・解説

正答：イ

ア：相続財産の処分は原則として法定単純承認事由。

イ：相続財産の処分、熟慮期間内に限定承認・放棄をしないこと、承認・放棄後の隠匿や私的消費等は法定単純承認の事由となり得る。

ウ：期間内に限定承認・放棄をしなければ単純承認とみなされる。

エ：放棄後の隠匿・私的消費等も法定単純承認事由となる場合がある。

総合解説：相続財産の処分、熟慮期間内に限定承認・放棄をしないこと、承認・放棄後の隠匿や私的消費等は法定単純承認の事由となり得る。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0137

1-5 相続 > 承認・放棄 | 難易度：標準

限定承認について、民法上正しいものはどれか。

- ア．限定承認をすると、被相続人の債務は法的に全て消滅する。
- イ．限定承認は、相続財産がプラスである場合にしか利用できない。
- ウ．限定承認では、相続によって得た財産の限度で被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して相続を承認する。
- エ．限定承認をすると、相続人は初めから相続人ではなかったものとみなされる。

答え・解説

正答：ウ

ア：債務が消滅するのではなく、相続財産の限度で弁済する。

イ：財産状況が不明な場合などにも利用が検討される制度である。

ウ：限定承認は、相続財産の範囲を限度として相続債務等を清算する制度であり、単純承認とは異なる。

エ：それは相続放棄の効果。

総合解説：限定承認は、相続財産の範囲を限度として相続債務等を清算する制度であり、単純承認とは異なる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0138

1-5 相続 > 承認・放棄 | 難易度：標準

相続人がA・B・Cの3人である場合の限定承認について、正しいものはどれか。

- ア．共同相続人が3人いても、そのうち1人だけが単独で限定承認すれば全員に効力が及ぶ。
- イ．限定承認には家庭裁判所への申述は不要で、口頭で債権者へ通知すれば足りる。
- ウ．限定承認は、被相続人の死亡前にあらかじめしておかなければならない。
- エ．共同相続人が複数いる場合、限定承認は共同相続人全員が共同して行わなければならない。

答え・解説

正答：エ

ア：限定承認は共同相続人全員が共同してする必要がある。

イ：相続財産目録を提出し家庭裁判所へ申述する方式が必要。

ウ：相続開始後、熟慮期間内に行う制度である。

エ：限定承認は共同相続人全員が共同して行う必要があり、相続財産目録を作成して熟慮期間内に家庭裁判所へ申述する。

総合解説：限定承認は共同相続人全員が共同して行う必要があり、相続財産目録を作成して熟慮期間内に家庭裁判所へ申述する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0139

1-5 相続 > 承認・放棄 | 難易度：応用

相続放棄の方式と効力について、民法上正しいものはどれか。

ア．相続放棄をするには家庭裁判所に申述する必要がある、放棄した者はその相続に関して初めから相続人でなかったものとみなされる。

イ．相続放棄は、他の相続人へ口頭で「いらない」と伝えるだけで民法938条の放棄となる。

ウ．相続放棄をしても相続人の地位は残り、債務だけを自由に拒絶できる。

エ．相続放棄は共同相続人全員が共同してしなければ一切できない。

答え・解説

正答：ア

ア：相続放棄は単なる相続人間の合意や遺産分割上の取得ゼロとは異なり、家庭裁判所への申述を要し、相続人の地位自体を遡及的に失う。

イ：民法上の相続放棄は家庭裁判所への申述が必要。

ウ：放棄者は初めから相続人でなかったものとみなされる。

エ：相続放棄は各相続人が個別にできる。全員共同が必要なのは限定承認。

総合解説：相続放棄は単なる相続人間の合意や遺産分割上の取得ゼロとは異なり、家庭裁判所への申述を要し、相続人の地位自体を遡及的に失う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0140

1-5 相続 > 承認・放棄 | 難易度：応用

Aが相続放棄をした時点で、被相続人所有の建物を現に占有していた。放棄後のAの義務について正しいものはどれか。

ア．相続放棄をすれば、現に占有している相続財産を直ちに放置・毀損しても一切問題にならない。

イ．相続放棄時に相続財産に属する財産を現に占有していた者は、相続人又は相続財産清算人へ引き渡すまで、自己の財産におけるのと同じ注意をもってその財産を保存しなければならない。

ウ．相続放棄をした者は、占有の有無にかかわらず永久に全相続財産の管理義務を負う。

エ．相続放棄後の保存義務は、他の相続人等へ財産を引き渡した後も永久に続く。

答え・解説

正答：イ

ア：現に占有している場合は引渡しまで保存義務を負う。

イ：2023年施行改正後の民法940条は、放棄時に相続財産を現に占有している者に限定して、引渡しまで保存義務を課している。

ウ：現行法は放棄時に現に占有している財産について、引渡しまでの保存義務を定める。

エ：相続人又は相続財産清算人へ引き渡すまでの義務である。

総合解説：2023年施行改正後の民法940条は、放棄時に相続財産を現に占有している者に限定して、引渡しまで保存義務を課している。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0141

1-5 相続 > 遺言・遺留分 | 難易度：基礎

遺言能力の年齢について、2026年4月1日現在の民法上正しいものはどれか。

- ア．遺言は必ず20歳以上でなければならない。
- イ．遺言は成年年齢と同じ18歳に達しなければ一切できない。
- ウ．15歳に達した者は、遺言をすることができる。
- エ．年齢にかかわらず、未成年者は絶対に遺言できない。

答え・解説

正答：ウ

ア：民法961条は15歳に達した者の遺言能力を認める。

イ：遺言能力の年齢は15歳。

ウ：遺言能力について民法は15歳を基準としており、成年年齢18歳とは一致しない。

エ：15歳に達すれば未成年者でも遺言できる。

総合解説：遺言能力について民法は15歳を基準としており、成年年齢18歳とは一致しない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0142

1-5 相続 > 遺言・遺留分 | 難易度：基礎

2026年4月1日現在の民法における普通方式の遺言について、正しいものはどれか。

- ア．普通方式の遺言は、口頭遺言だけに限られる。
- イ．電子メールを送信するだけで、常に普通方式の遺言として有効になる。
- ウ．普通方式の遺言は、必ず裁判所が作成する。
- エ．普通方式の遺言は、自筆証書、公正証書又は秘密証書によってする。

答え・解説

正答：エ

ア：普通方式は自筆証書・公正証書・秘密証書。

イ：2026年4月1日基準では、そのような一般的電子メール遺言は法定方式ではない。

ウ：公正証書遺言は公証人が関与するが、裁判所作成を要件とするものではない。

エ：遺言は法定方式に従う必要があり、普通方式として自筆証書・公正証書・秘密証書の3種類が定められている。

総合解説：遺言は法定方式に従う必要があり、普通方式として自筆証書・公正証書・秘密証書の3種類が定められている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0143

1-5 相続 > 遺言・遺留分 | 難易度：基礎

2026年4月1日現在の自筆証書遺言の方式について、正しいものはどれか。

- ア．自筆証書遺言では本文・日付・氏名は遺言者が自書するのが原則だが、添付する相続財産目録は自書でなくてもよく、その場合は各頁に署名・押印が必要である。
- イ．自筆証書遺言は、本文も日付も氏名も全てパソコンで作成してよい。
- ウ．相続財産目録をパソコンで作成した場合、その目録には署名も押印も一切不要である。
- エ．自筆証書遺言では相続財産目録を添付すること自体が禁止されている。

答え・解説

正答：ア

ア：2019年施行改正により財産目録はパソコン作成や登記事項証明書等の写しの利用が可能。ただし2026年4月1日基準では、非自書目録の各頁への署名・押印が必要である。

イ：本文・日付・氏名は原則として自書が必要。

ウ：非自書の財産目録には各頁への署名・押印が必要。

エ：財産目録を添付でき、目録については自書要件の例外がある。

総合解説：2019年施行改正により財産目録はパソコン作成や登記事項証明書等の写しの利用が可能。ただし2026年4月1日基準では、非自書目録の各頁への署名・押印が必要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0144

1-5 相続 > 遺言・遺留分 | 難易度：標準

公正証書遺言について、2026年4月1日現在の民法上正しいものはどれか。

- ア．公正証書遺言には証人は一人も必要ない。
- イ．公正証書遺言には、原則として証人2人以上の立会いが必要である。
- ウ．公正証書遺言は、公証人が関与せず遺言者だけで作成する。
- エ．公正証書遺言は必ず秘密に封印しなければ効力を生じない。

答え・解説

正答：イ

ア：民法969条は証人2人以上の立会いを要求する。

イ：公正証書遺言は証人2人以上の立会い、遺言者による趣旨の口授、公証人による筆記・読み聞かせ等の法定方式に従う。

ウ：公証人が法定の手續に関与する。

エ：封印は公正証書遺言の一般的成立要件ではない。

総合解説：公正証書遺言は証人2人以上の立会い、遺言者による趣旨の口授、公証人による筆記・読み聞かせ等の法定方式に従う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0145

1-5 相続 > 遺言・遺留分 | 難易度：標準

共同遺言について、民法上正しいものはどれか。

- ア．夫婦であれば、常に同一の証書で共同遺言をすることができる。
- イ．親子であれば、同一の証書で共同遺言をしても民法上必ず有効である。
- ウ．遺言は、2人以上の者が同一の証書ですることはできない。
- エ．共同遺言禁止は3人以上にだけ適用され、2人なら認められる。

答え・解説

正答：ウ

ア：夫婦にも共同遺言禁止は適用される。

イ：親子関係でも共同遺言は禁止される。

ウ：民法975条は共同遺言を禁止している。夫婦であっても同一証書に共同して遺言することはできない。

エ：2人以上が同一証書でする遺言が禁止される。

総合解説：民法975条は共同遺言を禁止している。夫婦であっても同一証書に共同して遺言することはできない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0146

1-5 相続 > 遺言・遺留分 | 難易度：標準

遺言の効力が発生する時期について、民法上正しいものはどれか。

- ア．遺言は作成した瞬間に直ちに財産の所有権を受遺者へ移転する。
- イ．遺言は家庭裁判所が内容を承認した日からのみ効力を生じる。
- ウ．遺言は遺言者の死亡から必ず10年後に効力を生じる。
- エ．遺言は、原則として遺言者が死亡した時から効力を生ずる。

答え・解説

正答：エ

ア：原則として遺言者死亡時に効力を生じる。

イ：家庭裁判所の承認を一般的効力発生要件とはしていない。

ウ：そのような10年後効力発生の規定はない。

エ：遺言は遺言者の死亡時に効力を生じる。停止条件を付した遺言で、その条件が死亡後に成就したときは、原則として条件成就時から効力を生じる。

総合解説：遺言は遺言者の死亡時に効力を生じる。停止条件を付した遺言で、その条件が死亡後に成就したときは、原則として条件成就時から効力を生じる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0147

1-5 相続 > 遺言・遺留分 | 難易度：標準

遺言の撤回について、民法上正しいものはどれか。

ア．遺言者はいつでも遺言の方式に従って遺言の全部又は一部を撤回でき、前の遺言と後の遺言が抵触するときは抵触部分について前の遺言を撤回したものとみなされる。

イ．一度作成した遺言は、遺言者自身でも二度と撤回できない。

ウ．前後の遺言が抵触しても、必ず前の遺言だけが優先する。

エ．遺言の撤回には、必ず全相続人の事前同意が必要である。

答え・解説

正答：ア

ア：遺言者には自由な撤回権があり、後の遺言や生前処分との抵触による法定撤回もある。撤回権を放棄することはできない。

イ：遺言者はいつでも法定方式に従い撤回できる。

ウ：抵触部分は後の遺言により前の遺言が撤回されたものとみなされる。

エ：相続人の同意は遺言者の撤回要件ではない。

総合解説：遺言者には自由な撤回権があり、後の遺言や生前処分との抵触による法定撤回もある。撤回権を放棄することはできない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0148

1-5 相続 > 遺言・遺留分 | 難易度：標準

遺留分の権利者と割合について、民法上正しいものはどれか。

ア．兄弟姉妹にも必ず遺産の2分の1の遺留分がある。

イ．兄弟姉妹には遺留分がなく、直系尊属だけが相続人である場合の総体的遺留分は3分の1、それ以外の遺留分権利者がいる場合は原則2分の1である。

ウ．直系尊属のみが相続人の場合の総体的遺留分は常に2分の1である。

エ．配偶者や子にも遺留分は一切認められない。

答え・解説

正答：イ

ア：兄弟姉妹は遺留分権利者ではない。

イ：遺留分権利者は兄弟姉妹以外の相続人。直系尊属のみなら総体的遺留分1/3、それ以外は1/2で、複数の遺留分権利者がいれば法定相続分等に応じ個別割合を算定する。

ウ：直系尊属のみの場合は3分の1。

エ：配偶者・子は兄弟姉妹以外の相続人として遺留分権利者となり得る。

総合解説：遺留分権利者は兄弟姉妹以外の相続人。直系尊属のみなら総体的遺留分1/3、それ以外は1/2で、複数の遺留分権利者がいれば法定相続分等に応じ個別割合を算定する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0149

1-5 相続 > 遺言・遺留分 | 難易度：応用

被相続人Aが全財産を第三者Bに遺贈し、相続人Cの遺留分が侵害された。現行民法上、Cの基本的な救済について正しいものはどれか。

- ア．遺留分が侵害されると、目的不動産の所有権が当然に遺留分権利者へ物権的に戻る。
- イ．遺留分侵害額請求は、受遺者・受贈者に対する金銭請求を一切認めない制度である。
- ウ．遺留分権利者は、受遺者又は受贈者に対して、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求できる。
- エ．遺留分は相続開始前に自動的に現金で支払われるため、相続開始後の請求は不要である。

答え・解説

正答：ウ

- ア：現行制度は侵害額相当の金銭支払請求を基本とする。
- イ：民法1046条は金銭支払請求を認める。
- ウ：現行民法の遺留分侵害額請求は金銭債権として構成されており、侵害された財産そのものの共有持分が当然に戻る制度ではない。
- エ：遺留分侵害がある場合に権利者が請求権を行使する制度である。
- 総合解説：現行民法の遺留分侵害額請求は金銭債権として構成されており、侵害された財産そのものの共有持分が当然に戻る制度ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0150

1-5 相続 > 遺言・遺留分 | 難易度：応用

遺留分侵害額請求権の期間制限について、民法上正しいものはどれか。

- ア．遺留分侵害額請求権は、相続開始から何十年経過しても永久に消滅しない。
- イ．相続開始と侵害を知った後も、5年間は必ず時効にかからない。
- ウ．遺留分侵害額請求権の期間は、契約不適合責任と同じく不適合を知ってから1年通知すれば永久に保存される。
- エ．遺留分侵害額請求権は、権利者が相続開始と侵害する贈与・遺贈を知った時から1年間行使しないと時効で消滅し、相続開始から10年を経過したときも消滅する。

答え・解説

正答：エ

- ア：相続開始から10年という客観的期間がある。
- イ：主観的期間は1年。
- ウ：遺留分には独自の1年・10年の期間制限がある。
- エ：民法1048条は主観的1年と客観的10年の二重の期間制限を定める。知った時から1年以内でも、相続開始から10年経過すれば行使できない。
- 総合解説：民法1048条は主観的1年と客観的10年の二重の期間制限を定める。知った時から1年以内でも、相続開始から10年経過すれば行使できない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01